

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成27年12月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成27年12月11日 金曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後4時24分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 甲第4号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 乙第7号議案 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例
- 4 乙第9号議案 工事請負契約について
- 5 乙第10号議案 工事請負契約について
- 6 乙第11号議案 工事請負契約について
- 7 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 9 陳情平成24年第94号、同第140号の4、同第158号の2、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第205号、陳情平成25年第2号、同第7号、同第12号、同第14号、同第16号、同第17号、同第19号、同第34号、同第45号、同第48号、同第50号の4、同第60号、同第69号、同第72号、同第73号、同第84号、同第85号、同第95号、同第98号、同第102号の2、同第103号、同第104号の4、同第108号の2、同第123号、同第132号、同第133号、同第148号、陳情平成26年第12号、同第15号、同第17号の2、同第18号、同第38号、

同第42号の4、同第44号、同第47号、同第55号、同第66号の4、同第75号、同第77号、同第80号、同第89号、同第92号、同第101号、同第102号、陳情第10号、第13号、第17号、第33号、第46号の4、第47号、第60号、第62号、第69号、第74号の2、第75号、第79号の4、第80号、第91号、第97号、第100号及び第109号

10 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣良俊君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	中川京貴君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	前島明男君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境部	長	當間秀史君
環境政策課	基地環境特別対策室長	松田了君
環境保全課	長	仲宗根一哉君

環境整備課長	棚原憲実君
自然保護・緑化推進課長	謝名堂聡君
自然保護・緑化推進課班長	出井航君
土木建築部長	末吉幸満君
建築都市統括監事	宮城理君
	嶋倉康夫君
道路街路課長	上原国定君
道路管理課長	古堅孝君
海岸防災課長	赤崎勉君
港湾課長	我那覇生雄君
港湾課港湾開発監	外間修君
空港課長	多嘉良斉君
都市計画・モノレール課長	宜保勝君
建築指導課長	立津さとみさん
商工労働部企業立地推進課副参事	長濱為一君
企業局長	平良敏昭君
総務企画課長	大村敏久君

○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案、甲第4号議案、乙第7号議案、乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案、陳情平成24年第94号外68件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、甲第2号議案平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料土木環境委員会により御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

甲第2号議案平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

について御説明申し上げます。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に203万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1989万4000円とするものであります。

内容としましては、消費税及び地方消費税に係る増額補正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 甲第2号議案平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元に配付しております資料2-1により御説明いたします。

1ページをお開きください。

宜野湾港整備事業特別会計では、施設使用料にあわせて施設使用料に係る消費税及び地方消費税を徴収し、毎年9月税務署に申告納付を行っております。

平成27年度の申告納付額の予算要求に当たり、直近3年の施設使用料の平均額に消費税及び地方消費税の増率に伴う額を加算しましたが、平成26年度の施設使用料が見込みより1700万円余り多かったことから、その申告納付に係る予算額に不足が生じております。

以上のことから、宜野湾港管理運営費203万5000円の増額補正を行うものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第4号議案平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

甲第4号議案平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、中城湾港機能施設整備費に係る繰越明許費3億5423万1000円の追加の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 甲第4号議案平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の中城湾港機能施設整備費は、中城湾港新港地区の東埠頭において、港湾機能の強化を図るため、2000平方メートルの上屋を1棟増設するものであります。

上屋の実施設計において、基礎の設計に不測の時間を要したことから、今年度予定している上屋工事の所要工期が年度内に確保できなかったため、繰越明許費の追加となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これまで上屋の整備に取り組んでいますけれども、これで幾つ目になりますか。

○我那覇生雄港湾課長 新港地区全体では4棟目になりまして、東埠頭においては2棟目でございます。

○嘉陽宗儀委員 入居者はくじ引きで決めますか。

○我那覇生雄港湾課長 完成した後に公募を行いまして、応募者が複数の場合

は、審査といった手続をとって入居者を決めたいと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 1点だけ。非常に基本的なことなのですが、先ほど簡単な説明がありましたが、なぜ繰り越さざるを得ないのか、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

○我那覇生雄港湾課長 当初は、年度内に設計及び工事が完了するという見込みで事業をスタートさせましたけれども、設計する中でボーリング調査をしたときに、支持地盤が想定よりも深いということが判明しました。この場合はどういった基礎工法を採用するかということで、どちらが一番安くて効果が期待できるかということで、そのあたりの基礎工の検討に不測の時間を要しておりまして、現在のところ工事の着工が1月末の予定でございます。それから必要工期を約6カ月半とりますと、完成が8月中旬ということで、やむを得ず繰り越しの手続をお願いしております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 基本的なことだけ確認をしたいと思います。上屋を4棟つくり、そこにいろいろな事業者を入れるわけですね。どういう事業種が入ることになっていきますか。何か決まりはありますか。

○我那覇生雄港湾課長 上屋は荷役一船が入港します。荷物をおろしたり、積み込むために供する施設ですので、使用者もおのずと港運業者といった業種の方が入居することになるものであります。

○奥平一夫委員 整備事業は4棟で完了ということになるのでしょうか、それともまだ継続するのですか。

○我那覇生雄港湾課長 現在、新港地区では岸壁工事がほぼ概成しておりますけれども、東埠頭においてはマイナス11メートル岸壁3バースや、マイナス12メートル岸壁1バースが未整備であります。計画どおりのバースが完成して貨

物量がふえれば、それに応じて上屋の増設もあるのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 今のところ、貨物船が接岸するための航路などの整備もきちんとできているのですか。

○我那覇生雄港湾課長 東埠頭で言いますと、航路・泊地のしゅんせつは、国が事業を実施しておりますけれども、今年度末にはマイナス7.5メートルの岸壁6バースが使用できるような整備を完了する予定であります。暫定供用ということで、平成28年4月からの予定であります。

○奥平一夫委員 実際に今稼働している岸壁はありますか。

○我那覇生雄港湾課長 西埠頭にマイナス5.5メートルからマイナス7.5メートル、マイナス10メートル、マイナス13メートルの岸壁は稼働しております。

○奥平一夫委員 全体的な話を聞きたいのですけれども、この新港地区の整備事業で、沖縄県の振興にどれぐらいの寄与ができると考えていらっしゃいますか。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港新港地区は産業支援港湾ということで、沖縄21世紀ビジョンにも位置づけされております。具体的に申しますと、背後に工業用地をつくって、そこに工場等を誘致してということでございます。

企業の立地ということで、数字的に説明しますと、最近の数字でございますが、新港地区に立地している企業は190社。そこで雇用されている人員が5067名という数字が上がっておりまして、中部地区・圏域の雇用や経済には大きく寄与しているものと考えております。

○奥平一夫委員 那覇港や石垣港もそうですけれども、沖縄県へのクルーズ船の入港がかなりあります。東海岸でクルーズ船を受け入れようという動きがかなり活発になっておりますけれども、その際はこの新港地区を利用しようということなののでしょうか、わからないのでお聞きします。

○我那覇生雄港湾課長 新聞報道でもありますように、来年4月から10月の間で、4万トン級のクルーズ船が中城湾港新港地区に11回入港するというので、

接岸する場所は西埠頭のマイナス13メートル岸壁と、今、計画がされているようでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 発注した時点での支持層の深さ、変更せざるを得なかった支持層の深さが何メートルなのか。また、どうしてそのような誤差が生じたのか、その辺の御説明をお願いできますか。

○我那覇生雄港湾課長 当初の想定では、くいは不要で直接基礎で対応できるだろうという見積もりでございました。根拠としましては、東埠頭に既に1棟目をつくった実績がございますけれども、ここをボーリング調査した結果、支持層が結構高いところにあったので、直接基礎で施工しております。2棟目も恐らく似たような地盤で、直接基礎でいけるだろうという想定で計画しておりましたけれども、ボーリングをした結果、支持層が約30メートルほど下にあったと。埋立地でございますので、やはりそういったこともあろうかと考えております。

○前島明男委員 30メートル下の支持地盤での工法は、シートパイルを直接追加して打ち込むのか、あるいは現場打ちのくいにするのか、その辺はどうですか。

○我那覇生雄港湾課長 基礎工法としては、3つの工法を検討しました。1つが、既成のコンクリートくいを使う方法。2つ目が、現場打ちの場所打ちコンクリートくい。3番目に、地盤改良工法ということで、それぞれ求められる機能を検討して、経済性等も勘案して検討を進めております。

○前島明男委員 その3工法のうち、まだ結論は出ていないのですか。検討中ということですか。

○我那覇生雄港湾課長 検討は終わっておりますして、採用されましたのは既成コンクリートくいによる基礎工法ということでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今の前島委員とのやりとりで疑問に思ったのが、以前も浦添埠頭でもあったと思いますけれども、埋め立てる前の起伏はデータとして残っていないのかどうか。この辺は浅く埋めて、こちらはより深く埋めたというようなデータがないのかどうか。これも県の工事ですよ。ですから、ここに上屋をつくりたいというときに、以前はこういう状況の中で埋め立てをしたというようなものはないのですか。

○我那覇生雄港湾課長 過去に東埠頭を整備するときに、岸壁のラインでのボーリングデータはございます。もちろんそれも参考にいたしますけれども、今回、上屋を設置するのは岸壁から約50メートル程度離れたところでございまして、昔のデータとは違った結果と。

○仲宗根悟委員 私が言っているのは、ボーリングのデータではなくて、どういった地形を埋め立てたと。ここはこういう浅瀬で、ここは深さだというデータがないのですかと聞いているのです。埋め立てる前の地形に基づいたら、ここで工事をするときにおおよその予測はつくのではありませんかという疑問がありましたので、それで聞いたのです。

○我那覇生雄港湾課長 今、委員のおっしゃるとおり、元地盤層は推定でできるかと思えます。問題なのは、その後埋め立てて、恐らくしゅんせつ土砂だと思えますが、その上に構造物を建てるときには、しっかりとした基礎地盤が必要でございます。

○仲宗根悟委員 説明の中にも、基礎工の設計に不測の時間を要したとあるものですから、不測ということはわかりませんでしたということですので、疑問に思ったことは、埋め立てる前にはこういう地形だったというものがデータとして残るべきではないのかと思ったのです。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 先ほど奥平委員とのやりとりの中で、進出企業が100社ぐらいで5000名ぐらいの雇用があると言いました。ちなみに、どのような企業が立

地しているのか、大まかでいいですのでそこら辺をお願いします。

○我那覇生雄港湾課長 新港地区は工業用地の造成でつくった埋立地でありますので、一般的には製造業であることは確かなのですが、そこら辺の細目については、今、資料を持ち合わせておりません。

○新垣安弘委員 将来的にそこは何社ぐらいで、雇用が幾らといった目標は大まかにはどうなっていますか。

○末吉幸満土木建築部長 企業の取り扱いは企業立地推進課が所管しておりますので、陳情審査の際に企業立地推進課も同席しますので、そのときに説明させていただきませんか。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の7ページをごらんください。

乙第9号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、宜野湾北中城線トンネル本体工事(その1)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は6億8904万円で、契約の相手方は、株式会社南海建設、株式会社屋部土建の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○上原国定道路街路課長 お手元に配付しております資料3-1で、乙第9号議案の宜野湾北中城線トンネル本体工事(その1)の工事請負契約について説明をいたします。

1ページ目をごらんください。

上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段左側には側面から見た地質縦断図、右側にはトンネル出口付近の完成予想図、下段左側には全体事業概要、右側には整備工程を表示しております。

宜野湾北中城線トンネルは、延長263メートルの眼鏡トンネルとなっており、平成29年度の完成を目指しております。

2 ページ目をごらんください。

宜野湾北中城線トンネル本体工事（その1）の工事概要について説明いたします。

今回の工事は、延長263メートルのトンネル本体工事のうち、片側下り車線について、NATM工法により、これを掘削する工事であります。

工事期間としては、議会で議決のあった翌日から360日間を予定しております。

今回の工事は、土木工事業の登録企業で2社共同企業体を自主結成し、一般競争での入札方式としました。

また、その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、土木工事業の特Aとして登録されている者で、NATM工法の機械掘削において、道路トンネル本体工事を元請で施工した実績を有する者、またはこれと同等の技術力を有する者として経営事項審査評定値1000点以上の者を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

構成員におきましては、土木工事業の特Aとして登録されている者で、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3 ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。下段の総合評価結果の欄をごらんください。

5つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、株式会社南海建設・株式会社屋部土建特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で6億8904万円で仮契約を締結しているところであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 基本的なことなのですからけれども、契約の相手方である南海建設、屋部土建は株式会社ではありませんか。正式名称をちゃんとこれにも書いてもらわないと、株があるのかないのか。基本的なことなのですからけれども。株がついているところもあるし、ないところもあるので、正式名称をきちんと書いてもらわないと。

○末吉幸満土木建築部長 提出議案書の中では、しっかり両方とも、株式会社南海建設、株式会社屋部土建ということで入れさせていただいております。説明資料に入っておらず、申しわけございません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 場所は仲順になりますか。

○上原国定道路街路課長 字名は和仁屋になります。

○新里米吉委員 和仁屋から仲順にかけて低いところからぐっと上がっていきますね。そこら辺になるということですね。

○上原国定道路街路課長 そのとおりでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の8ページをごらんください。

乙第10号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P2からP3）の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は6億9768万円で、契約の相手方は、株式会社横河ブリッジ、有限会社福地組の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○上原国定道路街路課長 お手元に配付しております資料3-2で、乙第10号議案の国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P2からP3）の工事請負契約について説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

上段の図は、新本部大橋の計画概要図で側面から見た図です。下段左側には全体事業概要と、ことしの10月末現在の進捗状況、下段右側には整備工程と、ことし10月時点の整備状況写真を表示しております。

新本部大橋は、橋長約330メートルの鋼5径間連続鋼床版箱桁橋となっております。平成29年度の完成を目指しております。

現在、下部工の全てと上部工A1からP2が完成し、上部工P3からA2が施工中となっております。

2 ページ目をごらんください。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工P2からP3）の工事概要について説明いたします。

今回の工事は、新本部大橋における橋脚P2、橋脚P3区間の上部工となる延長61メートルの鋼床版箱桁を製作し、台船一括架設工法によりこれを架設する工事であります。

工事期間としては、議会で議決のあった翌日から平成29年3月20日までの約15カ月間を予定しております。

今回の工事は、鋼床版箱桁の製作及び架設であるため、鋼構造物工事業の登録企業で2社共同企業体を自主結成し、一般競争での入札方式としました。

また、その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、当該工事と同種工事である鋼床版箱桁で、かつ、鋼道路橋の上部工を自社工場で製作及び架設を元請として施工した実績を有する者、かつ、経営事項審査評定値1400点以上の者を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所または従たる営業所がある企業としております。

構成員におきましては、土木工事業の特Aとして登録されている者、または、鋼構造物工事業の登録企業で、かつ、経営事項審査評定値1000点以上の者を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3 ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。下段の総合評価結果の欄をごらんください。

3つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、株式会社横河ブリッジ・有限会社福地組特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で6億9768万円で仮契約を締結しているところであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣良俊委員長** 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 今、1000点以上というのがありますけれども、1000点以上の企業は何社ありますか。

○**上原国定道路街路課長** 代表以外の構成員の予定は21社でございました。

○**嘉陽宗儀委員** 先ほどの落札業者は1400点でしたね。1400点以上の企業は何社ありますか。

○**上原国定道路街路課長** 資格要件に合う1400点以上で、沖縄県内に営業所のある企業として8社でございます。

○**嘉陽宗儀委員** この8社は全て県内企業のJVですか。

○**上原国定道路街路課長** 8社は全て県外企業でございます。

○嘉陽宗儀委員 私が先ほど聞いたのは、1000点以上の企業のうち県内企業は幾つあるのか。それから、1400点以上についても県内企業は何社なのかという意味で聞いていますから、改めて答弁してください。

私の質疑の趣旨は、公共工事の県内企業優先受注を図るべきだという立場でありますから、前の議会でも土木環境委員会で問題になって、1000点以上でないと、例えば5億円以上の公共工事を受けられないとあるので、その資格要件がある県内の企業が幾つかというと、ゼロだったのです。ですから、国の公共工事のほとんどを本土企業が請け負うような仕組みができ上がっていたのです。それは問題だということで、我々土木環境委員会で沖縄総合事務局へ行って交渉をして、点数を下げてくださいと。1200点というのも問題だということで、1000点に下げて、合格したのは約67社ぐらいだったと思います。それでもまだ、県内業者には厳しいハードルなので、県議会はずっと超党派で、県内企業にどう優先発注してもらえるかという仕組みづくりをずっとやってきたのです。今、どこまで到達しているのか気になって聞いてみたら、皆さんは意識的にこれに取り組んでいないではありませんか。取り組んでいますか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもは当然、地元企業を優先という考えはございます。今回の工事は、なぜ県外の業者かということは、工法的な問題で、沖縄県内の業者ではそういう工法ができないと。あずかれないということで、県外企業をメインに持って来たという事情がございます。

○嘉陽宗儀委員 議会だから議論しておきますけれども、前に、沖縄総合事務局に県内業者ができない工事は何かと聞いたら、橋の上部工とトンネルは沖縄県内は技術的に劣っていますからできませんという話でした。県内業者の皆さんにも頑張ってください、技術を高める努力をしたら、前回は、沖縄総合事務局は、基本的には県内業者もトンネルもできるようになりました、橋の上部工もできるようになりましたと。あとは総合評価で財政力などいろいろな要件がありますので、これを満たしてもらおうようにしたいと思いますという言い分でしたので、沖縄総合事務局もできるだけ改善して、県内業者に発注するという姿勢があるかと思って、この議論は一時中断しました。今、改めて気になって聞いてみたけれども、やはり県内業者の皆さんも鋭意努力をして、技術的にも資格の問題でも、本土企業でなくても県内企業で十分できるということを指導して、県内企業に力をつけさせることが皆さんの仕事だと思っておりまので、頑張ってください。

○末吉幸満土木建築部長 私どもも当然そのつもりでやっております。あとの議案でもトンネル工事が出ます。これは全て県内企業ということで、これまで地元企業が頑張って勉強してきたということで、地元の企業もできるということで地元企業で発注させていただきます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の9ページをごらんください。

乙第11号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、浦添西原線都市モノレール建設工事(地下構造物H27-NATM)の工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は16億725万6000円で、契約の相手方は、株式会社國場組、株式会社太名嘉組、國和建設株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、県道浦添西原線のモノレールインフラ部地下構造物のうち、延長241.5メートルのトンネル本体工事をNATM工法により掘削する工事であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料3-3で、乙第11号議案の浦添西原線都市モノレール建設工事(地下構造物H27-NATM)の工事請負契約について説明いたします。

1ページ目をごらんください。

上段の図は、地下区間の計画平面図であります。中段には側面から見た縦断面図、下段左側には全体事業概要、右側には整備工程を表示しております。

モノレール延長事業の地下区間は浦添消防署前から西原町向けに589.4メートルあり、今回の工事は図面の赤で着色された延長241.5メートルのトンネル

となっております。今年度から工事に着手し、平成28年度末の完成を目指しております。

現在、地下区間については、計画平面図の左側のU型擁壁及びボックス区間の施工を進めております。

2ページ目をごらんください。

工事概要について説明いたします。

今回の工事は、浦添西原線地下構造物トンネル区間における延長241.5メートルのトンネル本体工事をNATM工法により、これを掘削する工事でありませ

ず。工事期間としては、議会で議決のあった翌日から平成29年3月24日までの期間を予定しております。

今回の工事は、土木工事業の登録企業で特A等級2社、A等級1社の3社共同企業体を自主結成し、一般競争での入札方式といたしました。

また、その他の主な入札参加資格要件として、代表構成員におきましては、NATM（機械掘削）による道路トンネル本体工事を元請で施工した者、またはこれと同等の技術力を有する者として経営事項審査評定値1000点以上の者を求め、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

その他構成員につきましては、沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

3ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。下段の総合評価結果の欄をごらんください。

3つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を記載しております。

結果としましては、株式会社國場組・株式会社太名嘉組・國和建設株式会社特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で16億725万6000円で仮契約を締結しているところであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 落札率はどれぐらいですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 落札率は90%でございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 NATM工法とは、結局は地下を潜ると理解していいのでしょうか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 モノレールが地下に潜っていく区間がありまして、そのトンネルの掘削方法がNATM工法でございます。

トンネル工法には、シールド工法とか、在来工法とかがありますがけれども、今回のNATM工法は、掘削して横方向にロックボルトを打ち込みまして、地山を安定させてた上でコンクリートを巻き立てていくという工法でありまして、近年よく使われている工法であります。

○奥平一夫委員 そもそもモノレールというものは、高いところから外観を望みながら通っているというものが私の既成概念だし、ましてや地中を潜るということは、工事費がかなり割高になってくるのではないかと。なぜこのようなトンネル方式をとるようになったのか、その辺の説明をお願いします。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 工事箇所は、浦添市消防署前からてだこ浦西駅付近につながるわけですがけれども、高低差が40メートルあります。この区間を結ぶためには、どうしてもトンネルで潜らないと縦断が確保できないということで、トンネル方式を採用しております。

○奥平一夫委員 モノレール事業でトンネルをくぐるというものは、ほかに先例はありますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 東京都の羽田空港へ向かう手前に何カ所かございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の10ページをごらんください。

乙第19号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、県民広場地下駐車場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

県民広場地下駐車場の指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝道路管理課長 乙第19号議案指定管理者の指定について、資料3-4で御説明いたします。

1ページをお開きください。

1の施設名称は、県民広場地下駐車場でございます。

次に、2の募集から指定管理者候補者の決定までについて御説明いたします。

現指定管理者の指定期間が今年度をもって終了することに伴い、平成28年度から管理を行う指定管理者の募集をごらんの経緯で決定いたしました。

次に、3の選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理者の候補者として選定していただきました。

(1)の委員会は、学識経験者等の外部有識者からなる6人の委員で構成されております。

(2)の審査の経過につきましては、8月21日の第1回委員会において募集

要項、選定基準等の了承をいただき、公募を行いました。

11月6日の第3回委員会において指定管理者候補者を選定しております。

2ページ目をお開きください。

(3)の選定基準についてはごらんの4つの基準を設け、それぞれの配点とし、1人100点としております。

次に、4の選定結果について御説明いたします。

(1)の申請団体は、表記の2団体でございます。

(2)評価点数及び5の指定管理者(候補者)について御説明いたします。6名の委員の合計得点516点で、株式会社沖縄ダイケンが指定管理者候補者として選定されております。

6で候補者の選定理由について御説明いたします。

選定理由といたしましては、事業計画書等の内容や管理運営方針が施設の設置目的に合致し、その達成が図られるものであること等により、安定した施設の管理が可能であることを評価し、適正かつ円滑に県民広場地下駐車場の管理運営を行うことができるものと判断いたしました。

3ページをお開きください。

7の指定管理者候補者の概要について御説明いたします。

株式会社沖縄ダイケンは、指定管理者物件の運営委託業務、建築物環境衛生管理業務、不動産管理業等が主な業務であります。また、指定管理者としての実績は、県民広場地下駐車場や泊埤頭施設の地下駐車場などがあります。

次に、8の指定の期間については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

次に、9の固定納付金、収入基準額及び剰余納付金を御説明いたします。

駐車場の利用料金等の収入は全て指定管理者の収入となる利用料金制を採用しており、指定管理者は、その中から毎年固定納付金として7089万6000円を県へ納付することになります。

また、過去の実績に基づき収入基準額を1億887万7000円と設定し、利用料金等の収入が収入基準額を超えた場合、その額の50%に相当する額を剰余納付金として県に納付することとしております。

県民広場地下駐車場の概要につきましては、4ページ以降をごらんください。

以上で、乙第19号議案の指定管理者の指定についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び道路管理課長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 乙第19号議案、乙第20号議案に絡みますけれども、予算の説明会の中で、私は土木建築部長にも質問をしました。なぜ指定管理が3年なのか。5年に延ばす必要性はないのかという質問をしましたら、土木建築部長は駐車場とかといったところは、3年と。それ以外は、それまで3年だったものを5年に延ばしていくという方針を示してくれました。私は、乙第19号議案も乙第20号議案も5年に延ばすべきだと思っていますけれども、土木建築部長の見解をお伺いしたいです。

○末吉幸満土木建築部長 総務部が定めております公の施設の指定管理制度に関する運用方針におきまして、今、委員が御指摘のとおり、指定期間は原則5年以内としておりますけれども、施設の維持管理が主たる業務の施設は3年以内という注釈がございますので、我々はそれで3年ということをやっております。ただ、土木建築部内部でもいろいろな意見がございますので、こういうものも5年にしたらいいのではないかという意見もございまして、これから出てくるものについては、これに限らず5年という手はないかという議論を内部でさせていただいております。港湾の指定管理については、次の議案で説明させていただきますけれども、駐車場についても5年のほうがいいのではないかという意見は、委員からの指摘のように確かにありまして、今3年でやっているものを5年にもっていきこうという議論はやっているところでございます。

○中川京貴委員 先ほど説明がありましたとおり、指定管理者制度運用委員会のもとで厳正に審査されて、この指定管理者が決定されたはずであります。そういった意味では、これまで七、八年の県議会の中でも、雇用をしても3年間で契約が切れたからといってやめさせるわけにはいかないのです。これは、やはり会社は会社としての立場もあるでしょうけれども、働く人も働く人の言い分もあると思います。二、三年で仕事が切られたら、この方々は次に行くところはあります。そういった意味では、指定管理は3年から5年に延ばして、職の安定をするべきだと思っておりますけれども、いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 中川委員の御指摘を踏まえて、我々もその方向で検

討していきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 年間の平均稼働率はどれぐらいですか。

○古堅孝道路管理課長 地下駐車場は202台区画がございます。1区画当たりの1日の利用回数が2.6回となっております。

○奥平一夫委員 相当な稼働率だと理解してよろしいですね。

○古堅孝道路管理課長 指定管理者からのヒアリングによりますと、昼間はほぼ満車状態にあるということです。ただ、課題としては夜をどうするかということで、夜の利用者をふやす企業努力をしているところでございます。

○奥平一夫委員 EV車の充電器を設置していますね。何台設置されていますか。

○古堅孝道路管理課長 15台です。

○奥平一夫委員 私も以前、EV車に乗ってその地下駐車場で充電をしようとしたら、急速充電ではありませんよね。どういう充電器でしょうか。

○古堅孝道路管理課長 把握しておりませんので、後で報告させていただきます。

○奥平一夫委員 利用者はいますか。どういう方が利用しているのでしょうか。県庁職員でしょうか。

○古堅孝道路管理課長 どなたが利用しているかということは把握しておりませんが、現在のところは月に一、二台ぐらいの利用となっております。

○奥平一夫委員 私が三、四カ月ほど前に行ったときには、急速充電がなかったような気がするのです。全然充電ができなくて、別のところへ行ったのですけれども、あれは多分低速充電ではないかと思います。つまり、七、八時間か

けて充電をするものではないかと思えます。ですから、そういう意味では、あのような場所では低速充電は全く不向きであると思えますし、急速充電のほうが駐車をする方にとっては非常に利便性が高いのではないかと思います。その辺を少し調べて、もしそれが可能なら報告いただけませんか。

○古堅孝道路管理課長 確認して御報告させてください。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 説明資料2ページで、A社の評価点数が出ていないのは何か理由があるのですか。

○古堅孝道路管理課長 2社の場合はこの様式で公表することになっておりまして、2社の場合はトップだけ掲載をすれば順番がわかるということで、あえて点数は入れないような様式になっております。

○新里米吉委員 3社であれば、全部出るということですか。

○古堅孝道路管理課長 3社の場合は点数は出しますけれども、2位、3位については会社名を表示してございません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 資料1の11ページをごらんください。

乙第20号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、西原・与那原マリパークの指定管理者を指定するため、議会の

議決を求めるものであります。

西原・与那原マリパークの指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社クリード沖縄を選定しております。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○我那覇生雄港湾課長 乙第20号議案指定管理者の指定について、資料3-5で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

1 の施設名称は、西原・与那原マリパークでございます。

次に、2 の募集から指定管理者候補者の決定までについて御説明いたします。

現指定管理者の指定期間が今年度をもって終了することに伴い、平成28年度から管理を行う指定管理者の募集をごらんの経緯で決定いたしました。

次に、3 の選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理者候補者として選定していただきました。

(1) の委員会は、学識経験者等の外部有識者からなる6人の委員で構成されております。

(2) の審査の経過につきましては、8月21日の第1回委員会において募集要項、選定基準等の了承をいただき、公募を行いました。

11月6日の第3回委員会において指定管理者候補者を選定しております。

(3) の選定基準については、審査基準3の施設の管理を安定して行うための能力を最重点項目として50点の配点とし、その他の項目はごらんのとおりの配点としており、合計100点（委員1人当たりの配点）としております。

2 ページをお開きください。

4 の選定結果について御説明いたします。

(1) の申請団体一覧は、表記の2団体であります。

(2) 評価点数及び5の指定管理者（候補者）について御説明いたします。5名の委員の合計得点432点で、株式会社クリード沖縄が指定管理者候補者として選定されております。

6で候補者の選定理由について御説明いたします。

選定理由といたしましては、事業計画書等の内容や管理運営方針が施設の設置目的に合致し、その達成が図られるものであること等により、安定した施設

の管理が可能であることを評価し、適正かつ円滑に西原・与那原マリパークの管理運営を行うことができるものと判断いたしました。

次に、7の指定管理候補者の概要について御説明いたします。

株式会社クリード沖縄は、ビルメンテナンス業務全般にかかわる施設運営業務、設備管理業務や人材派遣、リネン業務、飲食提供等が主な業務であります。また、指定管理者としての実績は、西原・与那原マリパークがあります。

次に、8の指定管理期間については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

また、3ページに西原・与那原マリパークの位置を航空写真で、4ページは西原・与那原マリパークの施設内容等をパンフレットで示しております。

以上で、乙第20号議案の指定管理者の指定についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これも先ほどと一緒に、5年に延ばす予定でよろしいですか。

○我那覇生雄港湾課長 今回の指定管理期間は3年で提案させていただいております。その次の更新については、4月に開業する隣接の与那原マリーナと合わせて基本的に5年という考えを持っております。

○中川京貴委員 やはりほかの駐車場やビルと違って、マリーナに関しては台風被害といった災害が出てくる場合があると思います。そのときの対応は、やはり県が持つべきだと思っておりますけれども、その辺は答えられますか。

○我那覇生雄港湾課長 西原・与那原マリパークについても、毎年台風によりまして、主に砂浜の砂が飛んで駐車場あるいは芝生等に覆いかぶさるような被害等が発生しております。これについては、県でも災害復旧費を充当いたしまして、平成23年から平成27年までの間に平均して550万円程度の費用を県から出しております。

○中川京貴委員 この施設を利用していろいろなイベントや事業をやる場合、その都度、県に伺いを立てるのですか。それともその権限を与えていますか。

○我那覇生雄港湾課長 自主事業については、自主運営ということで基本的には権限を与えておりますけれども、新規のイベントにつきましても、港湾管理者にも申請といいますか、事前の調整があります。

○中川京貴委員 新規事業と言いますと、これまでどういったものがありましたか。

○我那覇生雄港湾課長 説明資料の4ページを見ていただきたいのですが、与那原マリーナに多目的広場という大き目の広場がございます、そこで暮れの花火大会を実施する計画があります。これはことし初めてでございます、これについては、今、港湾課に安全管理であるとか人員の配置といった計画書が出されて、我々に説明があったところです。

○中川京貴委員 そういった意味では、安全確認は大切なのですが、新規事業で出されたら、これから継続するに当たっては、指定管理をした以上、使い勝手のいいやり方をして、権限を任せたいと思います。いかがでしょうか。

○我那覇生雄港湾課長 委員のおっしゃるとおり、新規事業については事前に調整させていただきますけれども、継続の自主事業については指定管理者にお任せといいますか、特に我々に相談しなくても実施できるようにしております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 そもそも指定管理者というものは、県と指定管理者との契約金ですか。運営費をいただくのですか。

○我那覇生雄港湾課長 西原・与那原マリパークの収支状況でございますけれども、県からの指定管理費というものはございません。あくまでも、ここは指定管理者が自主事業と有料施設の収益でもって運営している状況でございます。

す。現在の状況で言いますと、例えば直近の平成26年度においては、432万8000円の黒字収支という報告がございます。

○奥平一夫委員 この地区は、これからぐんと伸びる場所だと思うのです。そうなると、かなりの人の出入りがあるのです。どれぐらいの陣容かわかりませんが、行楽客の安心・安全をどう守るかということも非常に大事なところですよ。この辺についての、県との取り決めみたいなものはないのですか。

○我那覇生雄港湾課長 警備などのお話であると思いますが、今回、公募に当たりまして、審査基準ということで事業者から管理運営方針等を出していただいております。その中で、保守点検については、例えばどういった作業を年に何回実施するであるとか、警らを1日何回といったものをちゃんと記述してもらいまして、この施設が安全に運営できるような体制をとれる業者を選定しております。

○奥平一夫委員 非常に重要なことです。人口ビーチもヨットハーバーもありますよね。そういう意味では警備・監視は非常に大事なことなので、その体制は、皆さんは契約の際にそれはきちんと押さえていると考えていいですか。

○我那覇生雄港湾課長 陣容までは、こちらで何名ということはいたしておりません。ただ、実績等がございまして、現在、西原・与那原マリパークは18名体制で運営されているところでありまして、4月以降の新しい契約においても、その体制は維持されるものと考えております。

○奥平一夫委員 そういうことには最優先で目を向けてほしいと思います。MICE施設がここにできますよね。もちろんできてからの話でしょうけれども、かなりの人手が必要と考えれば、話し合いもまた別にあると思います。海がそばにあるということで、安全という意味でしっかり考えながら、指定管理者にも強く申し入れしておくべきだと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 株式会社クリード沖縄は、いつから管理をしていますか。

○我那覇生雄港湾課長 株式会社クリード沖縄は、平成22年度から平成24年度までの3カ年間。その後、平成25年度から平成27年度までの3カ年間。4月以降に指定管理者となると、3回目ということになります。

○新里米吉委員 ノウハウもかなり身につけてきていると思いますけれども、先ほどの質疑との関係でいくと、その場所にMICE施設が入る予定ですから、MICE施設ができれば相当な人の出入りが出てきますね。そして、ヨットハーバーも稼働してくる。そうすると、恐らく今の人数を相当ふやしていかないと管理できなくなっていくだろうと思いますけれども、そういう想定はされていますか。

○末吉幸満土木建築部長 今回の指定管理期間は3年間でございます。当然、MICE施設ができるのはその先ぐらいますが、3年後またこういうことをやるのでしょうかけれども、それはそういうことも含めて募集要項等に規定をしたり、あるいはそれを踏まえたビジョンの提案があると思いますので、それはそこでしっかり評価できるような体制があると思います。

○新里米吉委員 ヨットハーバーはいつからでしたか。

○我那覇生雄港湾課長 与那原マリーナは平成28年4月に供用開始で、現在、手続を進めております。

○新里米吉委員 3年の間にはここが動き始めますね。そのときにはそれなりにまた皆さんも話し合いをしなければならなくなりますね。今の18名体制でやれるのかどうかという問題が出てきますね。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ。その後、土木建築部長から、新垣安

弘委員から質疑のあった中城湾港新港地区の企業数等について、企業立地推進課から答弁させたいとの申し出があった。)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

長濱為一企業立地推進課副参事。

○長濱為一企業立地推進課副参事 中城湾港新港地区へ進出している企業について、私どもで把握している最新の数字はことし10月末現在で、企業数は全体で194社となっております。中城湾港新港地区は、従来、主に県内の企業が移転をしたエリア—旧一般工業用地、製造業を中心に企業を誘致してきた旧特別自由貿易地域、それから旧特別自由貿易地域と重なりますけれどもIT津梁パークを中心にIT企業を集積したエリアがございます。県内の企業につきましては、製造業、流通・卸売業が中心となっております。旧特別自由貿易地域は県外からの製造業が中心でございます。それから、IT津梁パークは情報サービス業—いわゆるIT関連事業者が中心でございます。

○新垣安弘委員 立地している企業は面積全体の何割ぐらいを占めているのかということと、もう一点は、将来的な見込みとして、大まかに企業は何社ぐらいで雇用者数がどれぐらいなのか、その3点をお願いします。

○長濱為一企業立地推進課副参事 利用率ですけれども、先ほど申し上げた旧一般工業用地を含めた中城湾港新港地区全体で申し上げますと、面積としての利用率は68.6%で、内訳は対象面積192.6ヘクタールに対して既に立地している面積が132.1ヘクタール、利用残が60.6ヘクタールとなっております。約60ヘクタールの残地のうち—旧一般工業用地は利用率が高く、旧特別自由貿易地域は手前から沖のほうへ向かって賃貸工場を建てておりますけれども、奥のところのあきが多い状況であります。現在、雇用者数はトータルで5243名と把握しております。雇用者数の目標あるいは企業数の目標ということですが、沖縄21世紀ビジョン実施計画におきまして、10年計画を立てておりますけれども、その中に臨空・臨港型産業における新規立地企業数あるいは雇用者数という形での成果指標を示しております。これは中城湾港新港地区だけではなく、臨空・臨港型ですので那覇空港周辺といった西海岸エリアまで含めた目標値になっておきまして、10年後の目標立地企業数として260社ですけれども、旧特別自由貿易地域に限って言いますと110社です。先ほど全体で194社と申し上げたのは一般工業用地120社を含めた数字であります。それから、IT津梁パークに

現在入っている26社は臨空・臨港型産業ではありませんので、臨空・臨港型産業として沖縄県が実施計画に書いた企業数の現状としては、48社です。それを平成33年度までにはこのエリアでは110社を目標に立てて取り組むところでございます。雇用者数につきましても、中城湾港新港地区の旧特別自由貿易地域だけではなく那覇空港周辺も含めた雇用者数ということで5400名という数字を出しておりますけれども、きちんと計算し直す必要があります。

○新垣安弘委員 現在、中城湾港新港地区だけで5000名とおっしゃっていませんでしたか。

○長濱為一企業立地推進課副参事 それは、特別自由貿易地域として指定をして県外の企業を誘致したところではなく、一般工業用地として県内企業を中心に工場なりを移転したところも全て含めた数字となっております。数字だけを申し上げるとわかりにくくなっており申しわけありません。

○新垣良俊委員長 次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外50件の審査を行います。

なお、陳情第74号の2につきましては、企業局と共管することから、企業局関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料4、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が49件、新規が2件、合計51件となっております。

まず、継続審査につきまして、処理概要の追加・修正が11件ありましたので、変更のあったところを御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

3ページをごらんください。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

4 ページをごらんください。

記の5、中ほどの「西埠頭に3棟目の上屋の工事に着手しており、平成27年9月に完成する予定です。」から「平成27年9月に完成し、10月1日より供用を開始しております。」に変更しております。

記の6、「港湾内道路については、港湾機能の向上を図る観点から整備に向け取り組んでおります。」から「整備を完了し、供用に向け手続きを進めております。」に変更しております。

記の7、2段落目の「今後、沖縄市、うるま市の地域防災計画に反映させられるよう提供していきたいと考えております。」から「両市に提供しております。」に変更しております。

また、32ページの陳情平成25年第132号記の1、34ページの陳情平成25年第133号記の4の(1)、45ページの陳情平成26年第77号記の3、及び46ページの記の5の(1)については、それぞれの項目の変更にあわせて、所要の変更を行っております。

戻りまして、16ページをごらんください。

陳情平成25年第50号の4平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

19ページをごらんください。

記の25、下地島空港の国際線等の利活用と空港活性化を促進することの3段落目後半部分について、「今年12月を目途に、利活用候補事業の提案者を、正式に事業者として決定する予定であります。」から「平成27年度内に、利活用候補事業の提案者を、正式に事業者として決定する予定であります。」に変更しております。

また、同じ内容の陳情となっております39ページの陳情平成26年第42号の4記の12及び13、44ページの陳情平成26年第66号の4記の2、62ページの陳情第79号の4記の2につきましても同様に変更しております。

戻りまして、23ページをごらんください。

陳情平成25年第69号急傾斜地崩壊危険区域の補修、補強工事に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

中ほどの3段落目については、「平成26年度から、糸満市の施工した箇所について調査を実施しているところであり、この結果を基に糸満市と連携して、対策を行うこととしております。」から「平成26年度から、糸満市の施工した箇所について調査を実施し、その結果を市、地域住民へ適宜説明するとともに、糸満市と連携して対策を行うこととしております。」に変更しております。

4段落目については、「県が施工した箇所については、平成27年度から対策

に着手することにしております。」から「県が施工した箇所については、現在、調査測量及び実施設計を行っているところであり、平成28年度から対策工事に着手することとしております。」に変更しております。

26ページ陳情平成25年第84号、27ページ陳情平成25年第85号につきましても、同様に變更しております。

32ページをごらんください。

陳情平成25年第132号中城湾港新港地区の振興に関する陳情につきまして、變更部分を御説明いたします

記の3、2段落目の防犯カメラ等の設置については、「平成27年度から整備していきたいと考えております。」から「平成27年度中に8箇所設置する予定であります。」に変更しております。

また、同じ内容の陳情となっております34ページ陳情平成25年第133号記の4の(2)、46ページ陳情平成26年第77号記の5の(2)につきましても、同様に變更しております。

戻りまして、37ページをごらんください。

陳情平成26年第42号の4平成26年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、變更部分を御説明いたします。

記の5、後半部分について、「陸上電力供給施設の整備に着手しており、平成27年9月初旬から供用開始する予定であります。」から「陸上電力供給施設の整備を完了し、平成27年9月30日より供用を開始しております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明申し上げます。

65ページをごらんください。

陳情第100号武富ハイツ急傾斜地崩壊危険区域の防災対策工事を求める陳情の処理概要について御説明いたします。

武富ハイツ北側の斜面一帯は、過去に県と糸満市が崩壊防止対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において斜面の変状が見られております。

県では、これまでも現地調査を実施し、必要な維持補修工事を行ってきたところあります。

平成26年度から、溝原階段を含む糸満市の施工した箇所について調査を実施し、その結果を市、地域住民へ適宜説明するとともに、糸満市と連携して対策を行うこととしております。

また、県が施工した箇所については、現在、調査測量及び実施設計を行っているところであり、平成28年度から対策工事に着手することとしております。

66ページをごらんください。

陳情第109号平成27年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

記の1、中城湾港新港地区の港湾整備や管理・運営・企業誘致の推進については、土木建築部、商工労働部、うるま市、沖縄市が連携を図りながら取り組んでいるところです。中城湾港新港地区の総合窓口の設置については、今後、関係機関と検討部会を設置して課題等を整理していきたいと考えております。

記の2の（1）、定期運航した鹿児島航路、先島航路に引き続き、東京・大阪への航路拡充を図るため、京阪航路実証実験の事業化を目指し関係部局と調整していきたいと考えております。

（2）、大型貨物就航を見据えた岸壁・航路等の整備については、地元沖縄市、うるま市と連携し、事業主体である国に要請していきたいと考えております。

（3）、中城湾港新港地区において、県は上屋等の港湾施設整備を優先して取り組んでいるところであります。全温度対応可能な総合物流施設の設置につきましては、中城湾港の役割と需要見込みを勘案しながら検討していきたいと考えております。

記の3、避難施設等については、新港地区及び周辺の既存建物の活用を、所有者の協力を得ながら、沖縄市、うるま市と連携し取り組んでいきたいと考えております。

なお、避難施設が不足の場合は、施設の整備を沖縄市、うるま市と調整し、検討していきたいと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時19分 再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き審査を行います。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 60ページ、陳情第75号。処理方針の中身になかなか納得していない感じがして、よくわからないので説明してください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 処理概要を読み上げてよろしいでしょうか。

件名は、北谷町地区計画区域内における畜舎の解釈及びペットサービスの扱いに関する陳情です。

処理概要であります。1、都市計画法及び建築基準法では、ペットホテルについての具体的な定義や記述はありませんが、建築物の用途に関する建築基準法の運用において、ペットホテルのうちペットを収容する施設の部分については、一般的に畜舎に該当するものとして取り扱っております。

2、3、当該地区の用途地域は商業地域であり、畜舎の建築は可能な地区となっておりますが、北谷町は当該地区を観光・リゾートレクリエーション地区と位置づけ、リゾート地としての環境を保全、形成促進するため、地区計画を策定し建築物の用途制限等を行っております。なお、北谷町によると、用途制限の対象であっても町地区計画条例の規定により、町長が当該区域の整備、開発または保全に関する方針に適合すると認めて許可したものについては、建築が可能とのことであります。

県としては、市町村に対し地区計画においてペットホテルなどを建築物の用途制限の対象とするか否かを明確にする旨、周知していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 将来の見通しから考えると、諦めたほうがいいのか粘るのか、よくわかりませんが。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 北谷町が定めております条例におきまして、町長が認めた場合には建築が可能になります。

○嘉陽宗儀委員 このような切実な訴えが来ているわけですから、北谷町と詰

めて。前定例会では、中川委員も熱心に取り組んでいました。要望に応えるような調整をしてもらえますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県としましては、市町村に対して周知文を発送しております。その中におきまして、ペットホテル等を規制の対象にするか否かを明確に定め、住民等へ周知を図っていただくようお願いいたしますという文書を発出してしております。

○嘉陽宗儀委員 あと1つだけ質疑します。53ページ、陳情第13号です。これとの関係で、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約—ラムサール条約登録の問題も含めて、鳥獣保護区指定に向けていろいろ頑張るといふことになってはいますが、これはどうなっていますか。

○出井航自然保護・緑化推進課自然保護班長 鳥獣保護区の指定に向けてでございますけれども、今のところ対象となる市町村のうち、沖縄市、北中城村の2自治体について鳥獣保護区の指定をするときの手続とか、規制などについて意見交換などを行っております。県としては次年度に、鳥獣保護区をどこに指定していくのかといった方針を計画として定める予定にしておりますので、その中で位置づけていきたいという説明をしているところでございます。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 二、三確認させてください。まず、1ページの陳情平成24年第94号、伊平屋空港に関する陳情ですけれども、処理概要は随分と変わらない状況であって、その処理概要を見ると、地域住民の理解は得られていると。そこで、埋め立てを回避するような状況の中で、環境影響評価書の補正を行っているところでありましてという部分が全く変わらないのですけれども、その辺のところはどうなっていますか。

○多嘉良斉空港課長 800メートル滑走路になりまして、基本設計については終えたところでございます。それをもとに、環境影響評価書の補正等を発注いたしまして、その手続等の準備を行っているところでございます。

○具志堅透委員 これが終われば着工に入るということで理解していいです

か。

○多嘉良斉空港課長 これまでの一番の難題が、伊平屋村に飛んでいただける航空会社が見つからないということが大変大きな難題でございまして、これにつきましては、今般、第一航空株式会社が飛んでいただけるということもございましたので、新規事業化に向けてのいろいろな条件は一つずつクリアはしてきているのかと思っております。ただ、今、国と調整をしていく中で、一番のスタートは1180メートルでしたので、そのときに気象観測や海象観測を現地で行っております。それから時間が結構たっておりますので、そのデータの信憑性等についてさらに説明を求められているところでありまして、これを沖縄気象台などから意見等を聞きながら、確からしさを今後説明していく必要があるのではないかと考えております。

○具志堅透委員 今の説明云々というものが環境評価書の補正という形で解釈してよろしいですか。

○多嘉良斉空港課長 ここの部分はビー・バイ・シー—費用対効果に係るところでございまして、実は、船舶が海象のために運休となった場合に飛行機に乗りかえていただけるだろうといったところをカウントしておりますので、こういった海象条件のデータというものはビー・バイ・シーに反映されていくということもございまして、そこら辺は国は慎重に取り扱っている状況です。

○具志堅透委員 もう少しわかりやすく説明してもらえませんか。

○多嘉良斉空港課長 便益ということで、時間短縮などもあるかもしれませんが、どれだけの方が利用されるかのカウントをする際に、船が運休したときにお客様が飛行機に乗りかえていただける……。

○具志堅透委員 そのことはビー・バイ・シーで中身がわかりますけれども、先ほどは国との調整の中で、1180メートルが800メートルに縮小された部分のデータが1180メートル当初のデータであるので、風の影響といったものの説明を求められているというような話ではありませんでしたか。そういう解釈だけれども、突然ビー・バイ・シーが出てきたので、どういうことなのか。

○多嘉良斉空港課長 800メートルになった際の費用対効果につきましても、

1180メートル当時に現地で確認した気象データを使っての便益の算定をしておりますので、新しい気象データでの就航率でもって便益を出すべきではないかという議論でございます。

○具志堅透委員 就航率によつてのビー・バイ・シーの話ということで解釈していいのですね。そこで、先ほど言ってもらいましたが、就航に向けての需要一乗り入れる会社がなければという点が一番大きなネックになるだろうと私は思いましたが、先般、第一航空株式会社が乗り入れてもらえる状況になった。そこはクリアできる状況になっているということであれば、あとは内部の努力によつてすぐ着工できるという思いを持っていますけれども、そこはどうですか。

○多嘉良斉空港課長 国から求められている宿題といったものを一つ一つクリアしていけば、新規事業化に向けた可能性が高まってくるのかと考えております。

○具志堅透委員 これはいつごろまでを予定しておりますか。

○多嘉良斉空港課長 私どもとしては、早期に新規事業化を目指したいということもございまして、ことし5月の概算要求のときにも伊平屋空港の進捗状況を御説明させていただきました。その際に先ほど申し上げたような宿題が出てきたものですから、それを現在、鋭意説明に努めているという段階でございます。

○具志堅透委員 それをいつごろまでに終えたいと思っているのかという部分を聞いております。

○多嘉良斉空港課長 今年度中までには宿題を終わらせたいと考えております。

○具志堅透委員 それが終わればどういふ状況ですか。次年度には実施設計といった流れがあれば教えてください。

○多嘉良斉空港課長 先ほど申し上げましたが、5月に一度説明させていただいております。それで国が納得いただけたかは少しわかりませんが

も、宿題をいただいておりますので、これをしっかり今年度中に宿題を終えて。

5月に説明しているわけですがけれども、国の予算ですので、それについては例年、年度末にしか確認できませんので、現時点ではわからないという状況です。

○具志堅透委員 そういう状況なのだろうと思います。県の意思みたいなものは確認できたと思っていますので、目の前に来ていると。やはり一番のネックは、乗り入れる航空会社があるかどうかというところにあっただろうと。技術的なビー・バイ・シーなどは、県の説明によって国が理解を示すような形がとれるだろうと思いますので、しっかり頑張っていたきたいと要望して、この件に関しては終わります。

次に、16ページ、陳情平成25年第50号の4。離島過疎地域に関する要望事項の中の6番、東村川田から有銘海岸の高潮対策に関して、少し説明を加えてもらえませんか。

○赤崎勉海岸防災課長 陳情については東村川田から有銘海岸の高潮対策を図ることとなっております。処理概要としましては、川田から有銘の区間について平良海岸と呼んでおりますけれども、その平良海岸については平成25年度に護岸整備が完了した。今度は有銘区のちょうど前面に有銘海岸というところがございまして、ここは整備はしていましたが台風で被災したこと、背後地にある住宅等に越波の被害があったこと等から、今現在、改良をしているというところでございます。

○具志堅透委員 私も状況はよく承知しておりますけれども、平成25年度に終わった部分が台風の後、また高潮で砂をかぶって大変な被害があったと記憶しております。現場でいろいろ調整をする中で、沖防波堤を上げるとかいろいろな話があったと記憶しております。その辺はどうですか、ないですか。この件については、平成26年の台風災害の部分をやっているということで理解してよろしいですか。

次に、40ページ、陳情平成25年第44号。伊平屋・伊是名架橋の早期実現に関する陳情ですがけれども、これに関しては県もかなり厳しい状況の中で再度調査をしようということで調査費がついたと覚えておりますけれども、その辺の進捗があいといえますか、処理概要は全く変わっていない状況で、可能性について研究したいと考えているということですがけれども、調査費がついたから処理概要を変えてもいいのではないかと考えています。進捗を少し説明願います。

○上原国定道路街路課長 今年度予算を確保しまして、業務委託をしております。現在、建設工事の縮減を図るための調査をやっている最中のございまして、今後、できる限りコストを縮減しまして、検討を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 この調査はいつまでに完了するとかありますか。

○上原国定道路街路課長 とりあえず今年度いっぱい契約をしているところのございまして、業務の進捗状況を見ながら必要に応じて繰り越しということもあるかもしれません。

○具志堅透委員 調査の中身に関しては、私はどうのこうの言える立場にないし言うつもりもありませんけれども、以前、土木建築部長とのやりとりの中で、前に調査した段階では費用がかかり過ぎるという話があったので、私が伊平屋・伊是名両村長と意見交換をする中で、彼らも独自に調査をしていると。彼らの試算では県の言っている3分の1以下でできるのだという持論を持っていて、データもあるのだということをおっしゃって、それをぜひ参考にしてくれという中でやりましょうということだったのです。その辺のデータももちろんもらって調査をしているということによろしいですか。

○上原国定道路街路課長 平成26年度に両村で調査を行っております。平成23年度に県が調査した分では概算事業費610億円と試算をしておりましたが、昨年度両村が行った事業費では約300億円とかなり乖離がございます。調査の内容が橋梁の下部工工事費をどこまで難しく考えているかというところで、現実的な部分で我々としては疑義があるところのございまして、両村の報告書も参考にしながら我々の業務をしている中でしっかり精査をして、現実的な工事費、あとは橋梁の幅員を狭めることも考えられますので、そういったところからなるべく縮減をしながら、検討を進めたいと考えております。

○具志堅透委員 土木建築部長に伺いたいと思いますけれども、調査費がついて調査をして検討していくということは、これは土木建築部としてはつくりたいという前提のもとで調査をしていると。できないという可能性を探るのではないと私は解釈しているのです。土木建築部としてはやる方向で調査費をつけて調査をするということによろしいですか。

○末吉幸満土木建築部長 私ども土木建築部の立場としては、非常に興味がある事業でございます。ただ、それが県全体として事業化を図るのは、三役との調整等が必要だと思っております。

○具志堅透委員 そういうことではなく、今の調査の段階で土木建築部としては当然つくるという前提で調査をしているということかということですかということかです。私は、沖縄県としてつくと決定して調査をしていますよねということかを言っているのではなく、土木建築部としてどうなのかということかです。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部としての判断というところと少し重うございませうけれども、私どもとしてはやりたいという気持ちは当然でございます。

○具志堅透委員 ぜひ、この経緯は土木環境委員会委員の皆さんもわかっていて、これまで何度も両村から要請があったり陳情があったり、あるいは両村同時の大会を持ったりと、本当に夢のかけ橋と位置づけて取り組んでいる事項でございますので、できる方向の中で可能性を探っていただきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 2 ページ、陳情平成24年第144号の4です。何度も質疑をしていますけれども、宮古島市における県立公園の件です。進捗状況をお聞かせください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 今年度は平成26年度に引き続きまして、基本計画の策定及び沖縄県環境影響評価条例に基づく配慮書の作成を行っております。委員会においてゾーニングを諮りまして、配慮書に載せるゾーニングを決定しております。

○奥平一夫委員 公園を建設していく中で、さまざまな法律的な規制があると思っておりますけれども、どういう規制があるのでしょうか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 当該地区には保安林がございます。今回計画している範囲につきましては保安林がありますけれども、それ以外は通常

の民間用地とか大きな法的な規制はないと思われます。

○奥平一夫委員 農業振興地域には入っていませんか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 農業振興地域に入っております。

○奥平一夫委員 事業着手までにどのような日程をいつごろまでに行うという日程的なものが決まっていれば、教えてください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 今年度を含めまして環境アセスメントの手続を行っております。来年度には基本設計を予定しております。平成30年度には都市計画決定を行いたいと考えております。今のところ、事業着手を平成31年度と考えております。

○奥平一夫委員 今、計画されている公園計画は珍しいことに2つに分かれていますよね。基本計画をつくっているのは、どういう公園になるわけですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 現在、前浜地区の計画を進めておりまして、前浜地区は恵まれた海をテーマにした観光交流と地域振興の拠点となる公園を考えております。

○奥平一夫委員 地元から提案されているものがもう一つありましたよね。防災拠点施設としての機能を持つ複合施設とする公園の設置についてはいかがですか。進捗状況を教えてください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 防災機能につきましては、既存施設との連携や宮古島市との役割分担等を勘案しながら、引き続き検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 宮古島市とはどういう検討をされていますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 現在、県のほうで沖縄県大災害時受援計画の策定を進めておりまして、当初は平成27年度の予定でしたけれども、現在、策定が平成28年度に延びております。その受援計画での位置づけを勘案しながら、今回の広域公園の役割分担を検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 余り理解ができませんけれども、県立公園の役割分担としての、何とおっしゃいましたか。かみ砕いてわかりやすく説明をお願いします。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県営公園は、観光、レクリエーション、防災、スポーツ等多様な機能を収容できるエリアを確保することが県の役目でございます。宮古島市が要望しています施設に関しましても、宮古島市との役割分担を検討した上で県の整備すべき機能を決めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 県立公園として検討していきたいということですね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県営公園は防災等の機能を収容できるエリアを確保するというごことございまして、宮古島市が要望しているものを県営公園で全て整備するというのではなく、役割分担—宮古島市の既存の防災施設等と役割分担を考慮した上で、担うべき施設を今後検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 県で用地を提供してその中に自治体が工作物をつくるという県立公園は以前にありましたか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 例えば、奥武山公園の中にセルラースタジアム那覇がございすけれども、セルラースタジアム那覇は那覇市が所管しております。

○奥平一夫委員 今、宮古島市はある場所を指定して提案しておりますけれども、場所についてはどうなっていますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 以前、宮古島市長が要請に来られたときに、もう一カ所は野原地区を要請しておりましたけれども、今現在は、新聞紙上で見た範囲ですが、自衛隊等の要望があるということで、その件を宮古島市に確認しましたところ、市としてはまだ細かい説明を受けていないということで、県もその状況を見ながら、今後、場所について検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 要請はしているけれども、別の用途に使うという話があって、まだそれがどうなるかわからないので、場所についてははっきりしていないと。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県としても、宮古島市の既存の防災施設との役割分担を検討の上、必要であれば防災機能を担う公園を整備することになると思いますけれども、現時点では宮古島市と既存施設との役割分担の調整がまだ整っておりませんので、防災機能を担う公園の位置については現在検討されておられません。

○奥平一夫委員 宮古島市が指定した場所が別目的でも使われるのではないかとということがあって、なかなか前に進んでいないと受け取っています。それは県から、場所を変更しろという提案はできないのですか。これはいつまでたっても話は前に進まないと思います。むしろ県のほうから別の場所を探してくれというような話し合いはできないのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 広域公園の候補になりました地点から、現在の前浜地区を最適な箇所として選定しておりますので、現時点ではその他の箇所を県から提案することはないと考えております。

○奥平一夫委員 そうなりますと、もう半分の防災機能を持った公園というのは、相当おくれることになります。例えば、今の前浜地区のものは平成31年に着工予定という考えはなかなかうまくいかない。相当なずれがあって、また検討していくという話になります。これは、行政の運営としてある意味おかしくありませんか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 検討委員会を設置しておりまして、委員会の中で防災機能については引き続き検討していくとなっております。現在は前浜地区の整備検討を随時進めながら、防災機能については引き続き検討していくということでございます。

○奥平一夫委員 すっきりしませんけれども、次に行きます。

次は、下地島空港について少しだけお伺いしたいと思います。陳情平成25年第50号の4、離島・過疎地域振興に関する要望事項の中の19ページ、25番の下地島空港の国際線等の利活用について。現在、宮古島へのC I Q施設整備に取り組んでおります、そして平成27年度内に利活用候補事業の提案者を正式に事

業者として決定する予定でありますとあります。少し意味がわかりません。どのように理解したらよいでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 まず最初に、下地島空港の利活用の話をして、宮古空港とのかかわりについて説明させていただきます。

まず、12月の予定が年度末までずれ込むという点の御説明をさせていただきます。

平成27年3月に策定しました下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針では、平成27年度は提案者との協議を踏まえまして平成27年10月を目標に利活用実施計画を策定し、平成27年12月に利活用事業者として正式に決定するとしておりました。今回、年度末にずれ込む理由として2点ほどございまして、今回、提案者と協議を進めていく中でプライベートジェット受け入れ事業において、当初の提案を拡大発展させて規模の大きな提案がなされたことが、今後この事業が円滑に進むためにはやはり地元の理解を得る必要があるだろうということで、地元のコンセンサスを得る必要があると判断しまして、今後、パブリックコメントや地元説明会等の手続を実施するという事を事務局として決めたこと。もう一点は、沖縄県アジア経済戦略構想の中で、アジアを中心とする海外富裕層の獲得を目指した戦略構想の取り組みの一つとして下地島空港を位置づけたことから、県全体で横断的な連携を図るため、知事を委員長とする沖縄県観光推進本部でオーソライズを図ることにしたことで、その手続に年度内いっばいかかってしまうということもございまして、最終的な決定は3月を見込んでおります。

宮古空港国際線の整備でございましてけれども、宮古島市から要望がありましてC I Q施設の整備をしておりますけれども、10月19日に宮古空港ターミナル株式会社から旅客施設の増築の要望を受けております。宮古島市からの要望は、C I Q施設が多くを占める国際線の施設をつくっていただきたい。一方の宮古空港ターミナル株式会社は、国内線を拡張し、国際線が利用する場合はパーティション等の仕切りをつくって利用させてはどうかというところで意見のすり合わせが必要だということを考えておりました。宮古島市・県・宮古空港ターミナル株式会社と協議を進めていきたいと考えています。先ほど言ったC I Q施設の整備ですけれども、プライベートジェットを提案している業者も当初から東南アジアなどからも受け入れたいということで、そのためにC I Q施設の充実が必要だと申し出ております。県としては、C I Qを常駐させるような環境をどちらにつくったほうがいいのかというところを、それぞれの関係者と検討していきたいと考えているところでございます。

○奥平一夫委員 先ほどの空港課長の答弁で、大きな提案があったという話がありましたけれども、話せる範囲でいいですからその話を少ししていただけますか。

○多嘉良斉空港課長 プライベートジェット受け入れ事業の提案者ですけれども、当初は国内利用者をターゲットに事業計画を立てておりました。自社による需要予測—これは外注をして需要予測を行いましたけれども、その結果、同事業の安定的経営を図るには東アジア等海外からの受け入れが必要であると。その際には、受け入れ側でのC I Q施設の充実が必要であるという結論が出たようでございます。そのため、当初から事業規模を拡充し、海外から多くのプライベートジェットの受け入れを早期に図ることで、C I Qの現地常駐の環境づくりを早めたいということをお願いしております。先ほど言いましたけれども、県では現在、宮古空港のC I Q施設をつくっているわけですから、どちらに常駐させたほうがいいのかというところを今後検討していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 これは非常に大事なことです。当初、下地島空港への公募事業で提案をしていた事業者が、プライベートジェット機のみで事業展開をしたいということだったけれども、今のお話では大きな提案があったと。つまり、沖縄アジア経済戦略構想の中で外国からもプライベートジェット機を呼び込みたいということになったという認識でよろしいですか。

○多嘉良斉空港課長 沖縄アジア経済戦略構想とのつながりはないと思っておりますけれども、提案した事業者みずから需要予測をした結果、当初から海外からのプライベートジェット機も取り込む必要があるということの判断での提案だと思っております。

○奥平一夫委員 大変すばらしいことだと思いますけれども、先ほどからC I Q施設は宮古空港か下地島空港かどちらがいいのかというお話の中で、今の答弁でもう答えは決まっているのではありませんか。どうですか。

○多嘉良斉空港課長 宮古空港のC I Qにつきましては、一般の旅客を対象としております。下地島空港は今のところプライベートジェット機という域を超えておりませんので、そういった利便性等を考慮すると慎重に検討していく必要があると考えております。

○奥平一夫委員 慎重も何も、受け入れる先は下地島空港しかないと思いますけれども、いかがですか。

○多嘉良斉空港課長 宮古圏域の空港整備がどうあるべきかというところをしっかりと検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 どこまで話せばいいかと非常に困っていらっしゃると思います。プライベートジェット機を外国からも呼び込みたいというのなら、宮古空港は去年まで年間40万人ぐらいの旅行者しかいなかったのです。それが実は五十二、三万人ぐらいになるという予測が立てられて、ターミナル内は非常に混雑してきているのです。それに加えて一般の乗客もかなりふえているのです。宮古空港ターミナルは100万人ぐらいの規模でつくられているのです。今は恐らく150万人ぐらいの規模で乗客が乗り入れしていると思われるのです。ですから、キャパシティーはかなりオーバーしているのです。そこにC I Q施設をつくるということ自体がどだい無理な話なのです。ですから、当然、下地島空港へととなるわけですけれども、その辺はまだ話が煮詰まっていないということでこの辺で終わりますけれども、これは非常に大きな提案だと思しますので、これ以上は言いませんので、ぜひ、うまくこの辺のことを成功させてください。いろいろな規制条件がありますけれども、土地利用などは一緒に進むのですか。沖縄県の県土保全条例などがありますけれども、その辺はいかがでしょう。

○多嘉良斉空港課長 これに関しましては、全庁で横断的な連携が必要だということで既に2回ほど関係者を集めて、どういった規制があってその規制の解除にどれぐらい時間がかかるかというような議論等を行っております。またその中でも、規制を緩和するにもいろいろな時間差があるという意見もございました。担当者の中からは特区の指定でもって緩和の時期を早めたらどうかといった意見もございますので、こういった意見等もいろいろ勘案しながらどういった方法が環境整備として進めていきやすいか検討していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 期待をしております。今後、どういう流れでいくのか。基本的な合意を締結するまでにどういう形でいくのかという点だけを教えていただきたいと思えます。

○多嘉良斉空港課長 12月上旬に提案者から提出された事業計画等につきまし

て、今月中旬に第1回沖縄県観光推進本部幹事会を開催したいと考えております。その中で意見をまとめまして、1月中には事務局で利活用実施計画書当初案を作成することにしております。その内容を1月から2月にかけて地元でのパブリックコメントや地元説明会を行っていきたいと思っております。これらの取り組みで得られました地元意見と第2回幹事会での意見をもとに、我々で推進本部に上げるための最終案を策定しまして、3月には沖縄県観光推進本部で承認を得た後に、基本合意の締結・公表を行っていきたいと考えてございます。

○**奥平一夫委員** 非常に大きな展開が見られたと思っております。県議会議員として12年になりますけれども、粗大ごみ状態であった下地島空港がどうなるのかと毎回しつこくやってきましたけれども、今、ようやく皆さんがこれだけ取り組んでいただいてここまで来たという感じがいたします。1つだけお聞きしますけれども、事業者からやりますという返事が皆さんのところに来ていますか。

○**多嘉良斉空港課長** 事業計画がきのう届いたところでございますので、その中身を精査しているところでございます。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 7ページ、陳情平成24年第205号と、53ページ、陳情第13号の処理概要が一緒でありますので、一つにして質疑をします。

まず最初に、地元の強い要望があって事業を進めてきたということでありませぬけれども、これまでの予算と事業の完了予定、そして最終的な総額は幾らになるのか教えていただけませんか。

○**外間修港湾課港湾開発監** 県の事業費としては、今、306億円を予定しております。今、国と一緒に整備を進めていますけれども、国の埋め立てが平成28年度竣工予定で、県の埋立工事が平成30年度竣工予定です。その後、道路等インフラストラクチャー整備に着手して、平成32年度末の完成を予定しております。人工ビーチは平成29年度までに養浜工事を完成して、緑地、駐車場等は国の埋め立て完了後に着手して、平成32年度末に完成を予定しております。

○中川京貴委員 県の306億円と県の事業完了が平成32年度と聞きましたけれども、国の予算は幾らですか。国の予算と県の予算をプラスすれば総予算と理解していいのか、また別枠があるのか。

○外間修港湾課港湾開発監 国の予算としては、新港地区の国の事業と一緒になっておりまして、その内訳が示されておられません。

○中川京貴委員 県の306億円は県の単費ですか、国庫補助ですか。それと、総合の予算がわかれば、県の予算を引けば国の予算が出るのではありませんか。

○外間修港湾課港湾開発監 306億円とは、県分の事業費でございます。

○中川京貴委員 今、答弁を聞きましたけれども、県事業費306億円の中に国庫が入っているということでありましてけれども、過去にこの事業が裁判でとめられた経緯があって、また県もその土地利用計画の見直しをしながら、平成22年8月に沖縄市長から担当大臣への釈明を行って事業が再開されたと。もし事業がとまった場合、これは国庫の返還も起こり得ると理解していいのですか。

○末吉幸満土木建築部長 事業の途中で事業の再評価をやってございます。再評価の中で事業中止という判断がなされれば、国庫返還の必要はございません。

○中川京貴委員 事業が完了しないと国の補助金の対象にならないということが私の認識なのですけれども、完了しなくても国庫の返還義務はないということで理解していいのですか。今の土木建築部長の答弁は、返還義務はないという答弁でよろしいですか。

○嶋倉康夫参事 事業の途中で行われる事業評価の際に、経済状況の変化等を見ることがございます。その変化によって事業の効果を見込めなくなった場合には事業を中止するという選択肢がございまして、その際には国庫の返還はないと決められております。ただし、それ以外の条件につきましてはそれぞれあるかと思っておりますので、一概には言いにくいところであると考えております。

○中川京貴委員 陳情者が申し上げています1番目の沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に、自然環境の保全に努めるとありますけれども、もちろん自然環境の保全に努めながらの事業だと思っておりますけれども、それで間違い

ありませんか。

○外間修港湾課港湾開発監 事業に際しては、丁寧に保全をしながら進めている状況でございます。

○中川京貴委員 次の質疑に移ります。

35ページ、陳情平成26年第12号。那覇港泊埠頭の乗船施設の陳情が南部離島町村長議長連絡協議会の仲田会長から出ております。1から6までありますけれども、処理概要を見てもこの1年半ほとんど変わっていないような気がします。陳情が出されて1年半の間で一特に4番目の陸電施設の整備について、伊是名村、伊平屋村の陸電施設もそうでしたけれども、土木建築部長は今後それを進めていきたいという答弁でありました。それについて少し進捗があれば。

○我那覇生雄港湾課長 那覇港泊埠頭における陸電施設の設置についての取り組み状況でございますけれども、現在、次年度の新規要望ということで財政当局へ予算要求をしている状況であります。

○中川京貴委員 もしそうであるならば、処理概要もそのような書き方をしたほうがいいと思います。今後、離島振興で陸電施設は整備していきたいという答弁もありましたので。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど港湾課長から答弁させていただきましたように、那覇港管理組合は沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金を使うということで要求をさせていただいています。ただ、財政当局との関係もありますから、このような処理概要になっています。

○中川京貴委員 陳情書には要望が1から6までありますけれども、処理概要で答えられている那覇港管理組合—もちろん仲田会長も那覇港管理組合と相談しながら陳情書を出されているかと思えますけれども、やはり那覇港管理組合の中でも、県が先頭に立ってやらなければならない事業、予算等もあると思っています。そういった意味では、もっと積極的に進めるべきではありませんか。それと、処理概要を見ると大変厳しいと書いてあるところもありますけれども、どれができてどれが厳しいのか、優先順位を決めるとしたらどれが先ですか。

○我那覇生雄港湾課長 要請がありました事項のうち、現在整備中のものにつ

いては資料36ページにあります5番、屋根つき歩道の整備については工事に取
りかかっておりまして、現在、北岸地区において一部整備が完了しております。
それ以外の例えば1番、ボーディングブリッジであるとかフェリーの出入りの
ための可動橋、3番の座間味島、渡嘉敷島高速船乗り場に屋根つきポンツーン
の設置については泊埠頭の場所が狭いということで、例えばボーディングブリ
ッジなどは高低差や距離が狭くてとれないということで、目的は人員の安全な
通行でございますので、交通規制といいますか、そういった方法で対応できな
いかということで結論づけております。傘下の各町村の代表も確認しておりま
す。2番目のフェリー出入りのための可動橋もやはり場所が狭いということで、
もし将来、何らかの大きな改築がある場合はそのときに対応を検討するという
結論でございます。3番の座間味、渡嘉敷高速船乗り場も要望の屋根つきポン
ツーンを設置しますと、逆に港に入る出入り口が狭くなってきまして、これも
設置できないだろうと。かわりに安里川の河口部に航路入り口の邪魔にならない
ような2号物揚げ場がありますけれども、そこも現在、観光船が占用してい
る状況もありまして、そこでの調整であるとかなかなか課題が多いという状況
にあります。陸電設備については、先ほど予算要求中ということで。最後、泊
埠頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇埠頭に集約する計画の見直しについ
ては、その方向で意見をとりまとめたところであります。

○中川京貴委員 ぜひ、南部離島町村長議長連絡協議会の会長等からの要請等
があるときは、県も積極的に取り組んでいただきたいと要望を申し上げて、次
の質疑に移ります。

60ページ、陳情第75号。前回も質疑しましたがけれども、実は私は、これはも
う解決しているのだらうと思っていましたから、少し驚きました。この陳情を
出した方は、県内各市町村にこういった事例があるだらうと。県は見解を浸透
させるべきだという要請が出ております。県が言っている対象とするか否かを
明確に周知するという事は、どういう周知を言っているのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成27年11月16日付で、都市計画・モノ
レール課長名で都市計画を行っている各市町村に対しまして文書を発送してお
ります。その中で、既に定めた地区計画において畜舎を建築物の用途制限の対
象とする場合は、ペットを収容する施設などを規制の対象にするか否かについ
て明確に定め、住民へ周知を図っていただくようお願いいたしますという文書を発
送しております。

○中川京貴委員 この陳情書と処理概要の説明には食い違いがあると思っています。陳情書は、ペットホテルが畜舎に該当しないということを県が指導してほしい。県が入って北谷町と一緒にこの話し合いをして、早目に処理してほしいということが陳情者の要望だと私は理解しておりますけれども、県はそのように理解していないのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 地区計画は市町村が策定するものでございまして、法律上、県はそれを指導する立場にはありません。それで協力お願いという形で文書を発出しております。

○中川京貴委員 今の答弁で、お願いという立場であるということは間違いありませんね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 指導する権限がございませんので。

○中川京貴委員 それでは土木建築部長にお伺いします。この問題は放っておくとほかの市町村に全く同じ影響が出てきます。例えば、北谷町でできなかった、極端に言えば浦添市や那覇市ではできるようになると。これはちょっとした解釈なのです。処理概要に書いているとおり、実施市町村の首長ができることと書かれています。それで、県は文書を発送するのではなく県の職員が北谷町まで行って、この問題をどうするか話し合っただけで早目に処理してほしいのです。

○末吉幸満土木建築部長 この陳情が出てから、土木環境委員会で何回かやりとりさせていただいた中で、当然、北谷町の担当と私どもは何度も協議をさせていただいております。県に出向いていただいて、こういう陳情が出ていて、こういう形ができるよ、こういうことでできないかという話はさせていただいております。

○中川京貴委員 県が周知文を出すだけでは解決しません。土木建築部長、処理概要を見てください。当該地区の用途地域は商業地域であり、畜舎の建築は可能一建築基準法をクリアして建物はできているのです。県は許可したのです。間違いありませんか。

○立津さとみ建築指導課長 当該建物は3階建てのテナントビルとなっておりますけれども、平成9年当時は主要用途を飲食店として建築確認をされたもの

であります。今回、陳情者のペットホテルにつきましては平成24年にテナントとして途中入居されたものと聞いております。

○中川京貴委員 それで処理概要に書かれているとおり、商業地域には畜舎の建築はできると書かれています。できますよね、ということです。

○宮城理建築都市統括監 用途地域というものと地区計画という規制が2つございます。用途地域上は商業地域ですので、商業地域という用途だけでは畜舎を立地することは可能です。ただ、この地域については、商業地域の上に市町村が定める地区計画という新たな規制をかけて、その地区計画の中で畜舎を禁止するというをやっている状況であります。

○中川京貴委員 地区計画は条例ですか、法律ですか。

○宮城理建築都市統括監 地区計画は法律上のものであります。ただ、規制をするものについては、条例で決めていくという手法でございます。

○中川京貴委員 これは、1つは建築基準法初め条例でひっかかっていると思うのです。市町村がお互い別々の考え方でそれを定めると県は困ると思います。これを機会に県はちゃんと明記をして、今後そういったことが起こらないように決めるべきだと思っております。それが市町村でばらばらに示された場合、県は対応できますか。

○宮城理建築都市統括監 先ほど来お話しさせていただいていますように、建築基準法上はペットホテル、ペットショップのペットを収容する部分は畜舎に類するものとして扱うということは県内で統一されております。この点については、当然ながらホームページその他で周知を図っていこうということでございます。ただ一方で、ペットホテル等の中で畜舎として扱うものはあくまでもペットを収容する部分だけになります。住居系で規制をするというものも一般論ですと、15平米という制限がございます。要するに、大量の家畜であったりペットであったり、鳴き声やにおいなどが確かに近隣に迷惑になるような状況がある場合を想定されています。北谷町の地区計画はその点で、ゼロ平米から全て規制するという状況をとっているものですから、15平米以内に緩和するという措置が講じられていないというところに若干の問題があります。このあたりは、都市計画・モノレール課長も話をしておりましたけれども、県の立場と

しては市町村の決定事項ですので、あくまでも我々が指導する立場ではございませんが、こういう扱いについては慎重を期すということは、再度、周知を図らせていただきたいと思います。

○中川京貴委員 この問題は、事業はスタートしながら北谷町ともめていると思います。そういった意味での陳情書、そして北谷町長が保全に関する適合を一例えば、今、言うように、においや鳴き声など環境整備をしながら、迷惑をかけないという書面をもらいながら、何とか落としどころを決めないと今のままではよろしくない。毎回こういうものが出てくると思います。しかしながら、我々はこういう問題が出てきたときに、処理概要に書かれているように一つずつ処理していかなければならないと思っています。ぜひ、次回の委員会までもう少しいい結論を出せませんか。

○宮城理建築都市統括監 再度北谷町には、今の状況について、改めてお互い共有をするようなことはやっていきたいと考えております。

○中川京貴委員 北谷町だけではなく陳情者も合わせて3者で会ったことはないのですか。

○宮城理建築都市統括監 それはございません。

○中川京貴委員 これはお願いなのですが、県に呼びつけてあただこうだではなく、県もこの現場を見に行きながら陳情者も呼んで、北谷町役場でじっくり話し合いをして、1回でできなければ2回、3回でもやって、次の委員会までには報告できるようにしていただきたいのですけれども、土木建築部長いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 そのように対応したいと思います。

○中川京貴委員 次は、64ページ、陳情第97号です。那覇市農連市場整備事業に関する陳情と処理概要が出ていますけれども、農連市場の事業費は総額で幾らでしょうか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 177億円でございます。

○中川京貴委員 陳情者には法人登記されていないなどと書かれていますけれども、認可を受けなければならないというのは事実ですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 認可を受けることによって法人格を有すると密集市街地における防災街区の整備に関する法律—密集法に書かれておきまして、陳情者が言っております法人登記をする必要はありません。陳情者はあくまでも法人登記をすべきだという主張ですけれども、密集法では認可を受けた時点で法人格を有するということで、法人としての活動が可能になります。

○中川京貴委員 法律上、法人登記をしていなくても、今、答弁されたとおりであれば、事業主体としての位置づけはできるという認識でよろしいでしょうか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 はい、そうです。

○中川京貴委員 先ほど言われた177億円のうち、事業主体に対する県の交付額は幾らなのでしょう。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県は20億1000万円でございます。

○中川京貴委員 権利変換計画が承認されるということは、どういうことですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 当初おりました地権者に対しまして、新しい区画整理の後に、従前持っていた権利をどの土地に変換しますというものに対して県が認可を与えることございまして、それをするによって事業がスタートします。先ほどの法人の件は組合の設立に対する認可でございまして、今回の権利変換はこの計画をもって事業をスタートしてよろしいですよという認可でございます。

○中川京貴委員 法人登記をしていない事業者に20億円も補助金を出せるのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 密集法において、事業認可をした時点で

法人格を有すると書いてございますので、それをもって法人としての活動が可能でございます。請求があれば、県はそれに対して補助金を交付することが可能であります。

○中川京貴委員 それでは、権利変換計画を県が認可することで事業執行ができる、予算執行もできるということで理解してよろしいのですね。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県の認可でございますので、そのとおりです。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 二、三お聞きいたします。66ページ、陳情第109号。中城湾港新港地区に関することです。処理概要の中で、総合窓口の設置の要望について、今後、関係機関と検討部会を設置して取り組んでいきたいとなっておりますけれども、これはスケジュール的にはいつごろをめどにしておりますか。

○我那覇生雄港湾課長 スケジュールとしては、年明けの1月中に第1回の検討会開催を目指して調整を進めていきたいと考えております。

○金城勉委員 その検討会を設置してスタートさせて、総合窓口の設置のスケジュールについて、今は言及できませんか。

○我那覇生雄港湾課長 まだ1回も打ち合わせをしておりませんので、数回重ねる上で委員のおっしゃったスケジュール等が見えてくるかと考えております。

○金城勉委員 例えば平成28年を目途にするといった概略での見通しもありますか。

○我那覇生雄港湾課長 今回、関係する部署が、県で言いますと港湾課、企業立地課、沖縄市にも担当がおりまして経済文化部雇用対策課であるとか、うるま市経済部企業立地雇用推進課がございます。11月30日の要請の中では、新港地区協議会からは民間も入れてというリクエストもございまして、このあたり

でも誰が窓口になるのか整理されていないところもありまして、もう少し検討に時間をいただきたいと考えております。

○金城勉委員 2番目の定期航路の件ですけれども、今、鹿児島に定期就航されました。その取扱貨物量の推移はどうか。

○我那覇生雄港湾課長 鹿児島定期航路の貨物実績でございますけれども、スタートした4月が626トン、5月が450トン、6月578トン、7月637トン、8月730トン、9月611トンという報告が届いております、ほぼ順調に推移している状況であります。

○金城勉委員 順調に推移しているということで、喜ばしいです。それで、皆さんの説明にもあるように、さらに東京・大阪への航路拡充を目指していきたいとされておりますけれども、この進捗状況やこれからの取り組みの見通しについてお願いします。

○我那覇生雄港湾課長 京阪航路の実証実験を平成28年度に行いたいと考えております、現在、そのために必要な予算を要求しているところであります。もう一つ、京阪航路の実証実験一船を呼び込むためには東埠頭に新たな上屋が必要ということで、午前中に甲第4号議案で御説明いたしました上屋2000平米については、現在、取り組んでいるところでございます。そして、平成28年度には周辺のヤードの舗装工事を要求しております、上屋であるとかヤードの舗装が整えば、京阪航路の貨物船を呼び込める基礎的条件がそろうものと考えております。

○金城勉委員 それと、クルーズ船とのかかわりでお聞きします。来年4月からクルーズ船が就航予定と発表されておりますけれども、今ある航路の幅は約210メートルと聞いております。その幅だと4万トン級ぐらいの船しか受け入れができないと。今、着岸しているものは十何万トンという大型クルーズ船も来ていますので、そういうものへの対応という意味では、今後、中城湾港のしゅんせつについてはどう考えていますか。

○我那覇生雄港湾課長 今回、4月から寄港する4万トン級のクルーズ船については、現在の航路幅それと泊地の大きさを十分対応が可能でございます。ただ、今、委員からお話のありました10万トン級一那覇港に入港しておりますボ

イジャーという船がございまして、この船の長さが311メートルありまして、そうなりますと現在の航路幅では不足ということですので、航路についても計画の330メートルまで拡幅する必要があると考えております。あともう一つ、港に入ってきて中で向きを変える回頭円を船の長さの2倍にするという規定がございまして624メートルほどが必要であります。これもこの船が来るともう少し泊地を広げなければならないということが想定されます。そのあたりについては、来年1月に中城湾港クルーズ促進連絡協議会の発足と中城湾港の振興を考える会が開催される予定になっておりますので、その議論の中でそのあたりの取り組みが話し合われるものと考えております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 7ページ、陳情平成24年第205号です。これは前にも取り上げたことがありまして、嘉陽委員からも話がありました。ラムサール条約への登録に必要な鳥獣保護区の指定に向けて取り組んでいきたいということですが、これはたしか県の姿勢としてやっても沖縄市との関係があるような答弁だったと思います。現在、これは進んでいますか。

○出井航自然保護・緑化推進課自然保護班長 現時点では鳥獣保護区の指定とは何ぞやという形で手続の説明ですとか、指定された場合の規制の内容について説明をした上で意見交換を行っている状況でございます。鳥獣保護区の指定につきましては、通常、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律一鳥獣保護法に基づく県の基本方針を定める計画がありまして、これが5カ年計画となっております。その計画の中で、鳥獣保護区の場所は泡瀬干潟のどこかというものはまだ不透明ですが、泡瀬干潟を鳥獣保護区に指定したいということで計画に位置づけるということを最初のめどとして説明とか意見交換を行っているという状況です。実際の鳥獣保護区指定になりますと、審議会等の手続が出てきますけれども、その前提といたしまして地元の同意が求められるということとなっておりますので、そのあたりについて御理解を求めていくということで説明や意見交換を継続して実施していきたいと考えております。

○新里米吉委員 県としても、次年度5年計画に向けて協議を内部で進めなければならない。それから沖縄市にも理解を求めている。これは今、沖縄市に対

しても話し合いを始めていると理解してよろしいですか。

○出井航自然保護・緑化推進課自然保護班長 具体的に、実際の図面などでこの地域ですというものはまだお見せできる段階ではありませんので、あくまでも手続としてはこうなっていて、県としては鳥獣保護区の指定に向けて計画にも位置づけたいと思っていますということで協議に着手したという段階でございまして、具体的には、今後、実際に意見交換とか説明などを重ねていきたいと考えております。

○新里米吉委員 66ページ、陳情第109号です。1、2、3とありますが、それに対する処理概要を読んでいくと、それぞれ前向きに回答しているように感じました。皆さんは前向きに回答していると考えていますか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもとしては、中城湾港の振興については前向きに取り組んでいきたいという気概であります。

○新里米吉委員 これらはオーケーということですか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど、金城委員からも総合窓口の件がありました。我々も昔から、中城湾港建設事務所があった時代から、管理といったものが一体となった事務所がほしいということは関係部局にも訴えてきているところでございます。今般、クルーズ船の寄港の話もありますので、我々の要望に追い風になるのかと思っております。うるま市、沖縄市、協議会と一体となって、こういう要望もあるということで組織の拡充を関係部局に訴えていきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境部長の説明を求めます。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 環境部所管の条例案件について、お手元の資料1、土木環境委員会議案説明資料により御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

乙第7号議案沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例について御説明いたします。

沖縄県は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、石油貯蔵施設の周辺の地域を管轄する保健所及び衛生環境研究所において、環境監視に関する測定機器及び分析機器の整備を行い、当該地域の公共用水域における水質調査及び大気状況の常時監視を行っております。

また、事故発生等の非常時には、当該交付金で整備した機器等を活用して、被害調査を行い、被害の拡大防止に努めております。

本議案は、単年度の交付金の額では整備困難な測定機器及び分析機器の整備を行うことを目的として、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから、当該条例を制定するものであります。

この条例は平成28年2月15日から施行することとしております。

以上、乙第7号議案について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、環境部関係の陳情平成24年第162号の2外20件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境部長。

○當間秀史環境部長 環境部所管の陳情について、お手元の資料2、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、目次にあるとおり継続21件となっております。

継続審査となっております陳情のうち、処理方針に変更がある2件について御説明いたします。

資料の4ページをごらんください。

陳情平成25年第16号沖縄県産業廃棄物最終処分場建設についての情報公開及び処分方法の見直しを求める陳情につきましては、産業廃棄物の排出量及び最終処分量について、最新の調査結果を取りまとめたことから、下線部のとおり処理方針を訂正しております。

次に、12ページをごらんください。

陳情平成25年第50号の4平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の記の22につきまして、変更があった部分について御説明させていただきます。下線部をごらんください。

そのため、県におきましては、効率的な処理体制の整備に向け、平成23年度には、「島しょ地域循環資源活用促進事業」を実施し、コンテナへの積み込み方法の改善や事業者の連携・集約化により、輸送コストの削減の可能性を確認しております。

県では、当該事業を受け、関係者に対し必要な助言を行っているところであり、今後、産業廃棄物税を活用したリサイクル施設整備等への補助事業の活用についても周知してまいります。

なお、リサイクルポートとして位置づけられている中城湾港と宮古・石垣を結ぶ航路が、平成26年11月から民間会社により週1便就航しており、その帰路便をリサイクル品の輸送に活用することにより輸送コストの低減化が促進できるものと考えております。

以上、環境部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○新垣良俊委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 28ページ陳情第60号、全国育樹祭の沖縄県開催に関する陳情です。皆さんの処理概要を見ますと、平成31年の沖縄県開催の実現に向けて取り組んでまいりますということになっておりますけれども、これに対してもう少し詳しく説明を加えてもらえませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 ことし6月に、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会それから沖縄県森林組合連合会と県内の林業関係者の団体から、全国育樹祭の開催について要請が出されております。それを受ける形で全国育樹祭の開催に向けて準備を進めているという状況でございます。開催に向けては、3年前に主催する公益社団法人国土緑化推進機構から開催の打診がございました。それで、開催については4年後の平成31年開催を打診されている状況でございます。それに向けて準備を進めているところでございますけれども、開催に向けては一般的にいきますと開催3年前である来年、平成28年度に開催の誘致を行うこととなります。それから翌年の平成29年には会場の決定と基本計画の策定、それから平成30年には実行委員会の発足と実施設計という形で平成31年を迎えるということとなります。現在、その会場の選定それから先催地の調査を求めての予算要求をしているという状況で、平成28年度に具体的な作業を進めたいと考えております。

○具志堅透委員 開催の実現に向けて取り組むということは、今、説明があったとおり平成31年度に向けて手を挙げるということで、それで平成28年度には誘致を希望するという手はずになるということによろしいですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 開催の打診があった段階で、前知事それ

から現知事にもお話を申し上げて、前向きな回答で準備をしましょうということで了解をいただいておりますので、現時点では具体的に幾らかかるとかどのような規模で開催されるとか、先催事例も含めて、今、調査を始めた段階ということでございます。

○具志堅透委員 来年度に向けてということでありますけれども、その体制だとか予算が幾らかかるとかという部分になっているのでしょうか、その辺のところはこれから試算を出すということでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 これまでの先催県の事例を申し上げますと、予算が大体2億円から3億円ぐらい、開催参加者が大体4000人前後と伺っております。具体的には来年以降で準備室を立ち上げて、準備をすることになると思いますけれども、現在、県も準備室を立ち上げる前段として人員増の要求を、今、出しているところでございます。

○具志堅透委員 これだけの事業を誘致しようということですので、やはり予算とその体制づくりは準備段階からしっかりと整えてやらなければ、手を挙げたもののいいものができなかつたといった状況になっては困るので、その辺への体制について環境部長はどうお考えですか。今、もうできていると解釈してよろしいですか。

○當間秀史環境部長 今のところ平成31年開催予定ということで、まだ4年ほどございますけれども、全国育樹祭というものの規模とか中身を考えた場合、この4年で精力的にやらなければ立派なものとはできないということがありますので、我々としても次年度は自然保護・緑化推進課長からありましたように、職員をふやして体制を整えていきたいと考えております。

○具志堅透委員 現在、職員は何名でやっている状況ですか。処理概要を見ますと、全国育樹祭の目的は、継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するとかあるいは緑化の推進とかそういったことを考えながら、また、これまで沖縄県も沖縄21世紀ビジョンの中で「緑の美ら島」創世を目指すということで、道路、都市、森林等の総合的な緑化を進める観点から、これまで農林水産部にあったものが環境部に移ってきたと。その場合に人的な体制といいますか、スタッフや予算も含めて移ってきたのか、それだけのものをやろうとしているので予算の増額的なものがなかったのか。それも含めて説明してもらえません

か。体制が何名で、皆さんの希望として何名必要としているのか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 委員御指摘のとおり、2年前より農林水産部から環境部へ緑化部門という形で移管されております。スタッフは緑化推進班ということで、今、5名のスタッフで展開をしているところでございます。もともと、農林水産部が持っていた緑化業務プラス土木建築部、商工労働部、教育委員会等5つの部局と連携をしております、マトリックス組織を設置して、今、取り組んでいるところでございます。そういう意味では、今年度から土木建築部の予算を含め予算としては若干の増加があります。ただ、今回、全国育樹祭を開催するに当たっては、かつての全国植樹祭の会場跡地を育樹しようということで全国育樹祭は展開されておりますので、平成5年に開催されたときは平和創造の森公園で天皇陛下をお招きして植樹をしましたので、その会場をベースとして育樹が展開されるという意味で、現在、農林水産部が所管している平和創造の森公園を環境部に所管がえをして、来年以降また全国育樹祭も含めて準備を始めようと考えているところでございます。そういう意味では、現状よりも若干人員は必要と、今、考えているところでありますけれども、行政管理課との調整の中では要望が十分に通ってないという状況でございます。

○具志堅透委員 陳情を見ても、前回沖縄で開催された全国植樹祭から22年経過し、樹木が成長して過密状況にあることからそれを管理する意味でも除伐や間伐等の時期に来ているとか、森林の造成は植樹だけで完了するものではなくその後の長い手入れだとか、これから緑化を推進していく上でも一私は2つのことがあるだろうと思います。全国育樹祭を誘致するための準備段階のスタッフ、体制づくりもしくは予算の確保。それと、通常の沖縄県の緑化推進という意味での体制、あるいは両方一緒にやっていくのだろうと思いますけれども、予算の確保という、その2つの問題があるだろうと思っています。

もう一つ。聞いてみると、農林水産部から環境部に移管されたけれども、その植樹作業や緑化作業を遂行する上で、県の役割や市町村との連携は必要不可欠でありますよね。環境部に移管したものの、従前どおり農林水産部出先機関での緑化業務は農林水産部が所管しているということになりますか。これは一つにまとめて環境部に移ってきたということではありませんか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 環境部につきましては、出先機関は動物愛護管理センター以外にございませんので、具体的には従前どおり農林水産部の出先機関に緑化の所管をそのまま持ってもらっているということで、緑化に

については環境部の自然保護・緑化推進課からいろいろな業務の連携がある。それ以外の林業的なものについては農林水産部から連携があるという状態になっております。

○具志堅透委員 それは、それでもいいとお考えですか。

○當間秀史環境部長 環境部へ緑化部門が移ってまいりましたけれども、実際に現場で手足となって働くのは、農林水産部宮古農林水産振興センター、八重山農林水産振興センター、北部農林水産振興センターの中にある林業部門で行ってもらっているところです。理想的にはそこを分けて環境部直営の出先機関が欲しいところでありましてけれども、業務量や組織の効率的な動かし方を考えた場合、今のところ農林水産振興センターの中で環境部の業務を請け負ってもらっても支障はないのではないかと考えております。

○具志堅透委員 林業という部分もありますので、なかなか難しい部分があるのだらうと理解します。ただ、環境部がイニシアチブをとるような体制づくりをしたわけですから、その中でしっかり職員の配置—ましてや全国育樹祭を開催しようとして手を挙げて準備をしているわけですから、それとの予算確保を強く望みたいと思うのです。これは環境部長に言ってもどうなのかと思いますけれども、環境部長から職員の配置等予算要求をやっているのですか。

○當間秀史環境部長 今は総務部に対して、人員の増員について要求をしている段階でありまして、今後、場面に応じて部長間調整もあろうかと思っておりますので、その場においては我々の要求を強く申し述べていきたいと考えております。

○具志堅透委員 しっかりと頑張ってくださいと思います。私の質疑を聞いていただいて、そういった人員、予算等を獲得できるように、我々もできることがあれば頑張りますので、ぜひ、全国育樹祭の開催にこぎつけていけるように頑張ってくださいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 1つだけ。前回の全国植樹祭の場所を決めるときに大騒動をしていますね。名護市の北明治山から今のところに移って、あのとき私も委員

でしたけれども、会期はその日だと決めているのに12時になったら時計をとめて翌日まで持ち越して決めた経緯があります。なぜあの場所に決めたのかということですから、今回、なぜあの場所に戻したのですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 全国育樹祭の会場については、基本的にまだ決定しているわけでもなく、まだ正式に誘致もやっておりませんので、今後決定されるものだと考えております。場所については、基本的に全国植樹祭の会場をベースに展開するということが一般的になっているということでございまして、実際に各県の状況を見ますとその場所でなくてもいいということではあります。そういう意味では、今後、一定程度多くの人たちを招いて育樹作業ができるような場所、それからイベントが終わった後すぐに転換されたりすると困りますので長期的に会場が維持できる場所等、各種要因を検討して定められるものだと考えております。あと1点は、会場跡地である平和創造の森を我々が所管するということにつきましては、その目的が平和と緑ということで設置されておりますので、今回、緑を引き取ったということもありますので、これを機会に農林水産部から所管が移るということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 私は基本的に今のところでやったほうがいいとは思っていませんけれども、全国植樹祭の目的は戦災復興です。南部地域は戦争で焼け野原になったので緑をふやそうという意味で、いろいろな反対があったけれども当時の大田知事がどうしてもここにしてほしいと。結果そこでやって焼け野原だったところが緑が生い茂って成功したと思っています。今さら蒸し返すわけではないけれども、場所を決める場合には全国育樹祭の目的に照らしてみてもどこが最適かということは、もめないためにも改めて議論しておいたほうがいいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 動物愛護管理センターから中型犬を譲渡してもらった者の一人として、非常にありがたい県の施設かと思います。そのことに関して質疑をしたいと思います。14ページ、陳情平成25年第98号に関して、私が初めて聞く感染症でパルボウイルスというものがあるようですが、今、どなたか獣医師はいらっしゃいますか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 犬の独特の感染症で、下痢の症状がとまらなくなって脱水症状になって衰弱死するという病気で、基本的にはワクチン注射をしますが、屋外で野良犬の状態になっている場合はどこで感染するのかわからないということで、動物愛護管理センターでは搬入された時点でその都度消毒をするなどの対応をしています。それでも時々、パルボウイルスに感染した犬が搬入される状況はございます。

○棚原憲実環境整備課長 自然保護・緑化推進課長から答弁のあったとおり、非常に感染力が強いということだけは補足説明させていただきます。

○前島明男委員 どのような経路で感染していくのか。野良犬などとの接触があれば感染するのでしょうか。例えば小鳥がふんを持ってきてそれにさわったがために感染するとか、そういうことも起こり得るのですか。感染経路はどうなっているのでしょうか。

○棚原憲実環境整備課長 パルボウイルスについては、下痢便の中に大量のウイルスを排出します。そのウイルスに接触する一犬はにおいを嗅いで同じところに排せつをしますので、散歩のときに下痢便の跡に接触することで経口感染で感染します。

○前島明男委員 南城市大里に動物愛護管理センターはありますけれども、その管理運営費は年間で幾らかかっているのでしょうか。

○當間秀史環境部長 後ほど、資料で提供させていただきます。

○前島明男委員 たしか、私が知るところでは年間の殺処分頭数は四、五千頭と聞きました。ここ数年で平均してどのぐらいが殺処分されているのでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物愛護管理センターも頑張ってもらっていますので、毎年減っている状況にはございます。平成20年度の殺処分数が1万頭を超える状況でしたけれども、6年後の平成26年には4200頭までに減ってきており、平成20年度の40%近くまで落としている状況です。

○前島明男委員 私も犬を飼っているものですから、孫も非常に癒やされてい

る状況からして、年間4200頭も殺処分されていると聞くと非常に胸が痛みます。環境部長にお聞きしますけれども、殺処分をしない方法で何かいい方法がありましたら。

○**當間秀史環境部長** 熊本市で殺処分ゼロを達成したということがありましたけれども、これについては市民がセンターに持ち込む犬猫について、飼い主を説得して終生飼養をお願いしますということで持ち込みをなくしたことが殺処分ゼロにつながっているようです。沖縄県としましても、この事例も参考にしながら動物愛護管理センターに持ち込まれる犬猫についてそういった説得をまずはやっていく。殺処分をしないために週に1回水曜日に譲渡会もしていますけれども、その譲渡会をしてももらっていかれる犬猫は子犬であったり子猫であったり、成犬・成猫はそのまま残ってしまう状況がございまして、成犬の譲渡率を上げることも必要になってくるため、できれば今年度から成犬のしつけをしよう。児童養護施設の子供たちに成犬のしつけをしてもらって飼いやすい犬にして譲渡率を上げていこうという取り組みをしております。また、しつけを行うことによって児童養護施設の子供たちの精神発達にいい影響を与えるということですので、今、関係機関と相談をしているところでございます。

○**前島明男委員** 先ほど質疑した動物愛護管理センターの運営費は出ましたか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 動物愛護管理センターの運営費ということで、平成26年度決算額として約4525万2000円でございます。

○**前島明男委員** 職員は何名いますか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 今、休職中のメンバーが1人おりますけれども、約10名の職員がおります。

○**前島明男委員** 家庭訪問もやるようです。私も家庭訪問を受けました。動物愛護管理センターはそこまでやってくれます。殺処分をしない方法について提案ですけれども、ヤンバルには広大な土地があると思います。その広大な土地を借り受けて、管理等も必要ですけれども、動物愛護管理団体やNPO法人に委託をしてそこで伸び伸びと動物を放し飼いにして、老犬などもそこで過ごせるような方法で、今、動物愛護管理センターで使っているお金を委託したとこ

ろへ回して管理させる方法も一つではないかと。そして殺処分せず飼育していくということも一つの方法ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○**當間秀史環境部長** それも一つの見識だと思います。今、動物愛護管理センターでできることを十分やってやっとならぬと4000頭まで減らすことができましたので、もう少しこの努力を続けて、どこかでこの数字が頭打ちになるようなことも考えられますので、その場合において今おっしゃった方法も検討してみたいと思います。

○**前島明男委員** 最後に、そういうことも念頭に入れて近い将来そういうことができるようにやっていただければと要望します。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 18ページ、陳情平成25年第148号基地環境特別対策室に関する陳情についてですけれども、米軍施設の環境調査に関することを主に取り扱っていると思います。宜野湾市キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の建物にアスベストが含まれているということで解体工事がおこなわれているという感じがしますが、解体工事がおこなわれている原因あるいは計画変更が皆さんに届いているのかどうか。

○**仲宗根一哉環境保全課長** 西普天間住宅地区につきましては沖縄防衛局の調査が実施されておまして、149棟のうち140棟の建物に非飛散性アスベストが含まれていると。その内容としましては床タイル、タイルの接着剤の中に非飛散性のアスベストが含まれているといったことが調査で判明しております。これの除去につきましては、今般、沖縄県生活環境保全条例を改正しております。その改正条例の中で非飛散性のアスベストについても飛散性アスベストのレベル1、レベル2と同様の除去作業を行うという内容の条例改正をしております。この改正した条例に準じた形で今後アスベスト除去を行っていくと聞いております。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** 沖縄防衛局の説明では、今月中に再度アスベストの調査を請負業者が行いまして、撤去作業に入ると。年度内である来年3月までに撤去を終えたいという説明がありました。

○**新垣清涼委員** 撤去作業そしてアスベストが人体にどのような健康被害を及ぼすおそれがあるのか、そのために県の条例によってより厳しくという話をされていますよね。そういったことを地域の皆さんに説明する必要があると思うのです。それは前回の中では、求めるけれども沖縄防衛局はやる方向ではないと私は受け取ったので、そこはしっかりとやってもらえるようにしなければならぬと思います。その辺はどうなっていますか。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** 11月末に宜野湾市の協議会の中で沖縄防衛局から説明がございましたけれども、基本的に調査の結果については付近の住民の方にお知らせ文書をつくって配付すると。さらに看板をつくって調査結果を見やすいところに設置をします。それから、その結果をホームページで掲載すると。作業内容については地区の区長や地主会長に説明するという話でございました。県の考えといたしまして、基本的に飛散性のアスベストと同様に丁寧な対策をとるという説明がございましたので、そういった対策のとり方についてもお知らせ文書の中で説明をやってはどうかと意見として出しております。また、その上でもし地元の方がどうしても説明会をしてほしいという要望があれば、県もそこに同席をして一緒に説明をするので検討をさせていただきたいと意見を述べております。

○**新垣清涼委員** 地域住民の皆さんがアスベストの影響を十分に知っていなければ、説明を求めることはないと思います。自治会長や地主会長に説明しても、変な話、煩わしいことは余りしないほうがいいとなってしまうとまずいのではないかと思うのです。アスベストを除去するときには、県に工事の届け出はありますか。

○**仲宗根一哉環境保全課長** 改正する沖縄県生活環境保全条例の中で、県に届け出ることになっておりますので、その除去作業の内容についてもそれが十分かどうかこちらで審査することになっております。

○**新垣清涼委員** こういう場合は、特定粉じん除去実施届とかというものがあって、これは一部だけかもしれませんがアスベストの影響をわかる人たちは不安を訴えているのです。やはり地域住民の皆さんの安心を得るために、ここはもっと積極的に沖縄防衛局にお話をして、公民館を使ってもいいではありませんか。どちらの公民館を使うかは別として1カ所でもこういう説明会を

したいので地域の皆さんどうぞ聞きに来てくださいということを最低でも一度はやるべきではないかと思えます。終わった後にこうでしたではなく、やる前にこういうものが含まれていてこういう心配はあるけれども、心配をさせないために作業を説明してやる必要があると思えますが、そこら辺はどのようなのですか。

○**當間秀史環境部長** 先ほどお話があったように、沖縄防衛局としてはそれぞれの家庭にまずお知らせを配付し、ゲート付近にも看板を立てたり、あるいは宜野湾市の広報誌にも載せて周知を図っていくことにしております。その上で、県としましては住民からの要望があれば説明会を開催してください。その際は県としても協力して参加しますということは沖縄防衛局に申し入れてあります。

○**新垣清涼委員** 文書配付と言いますが、私は見たことがありません。12月中に開始ということだけれども、きょうは11日です。今月もあと20日ぐらいいかないわけです。事前にそういうチラシが入っていなければなりませんが入っていない状況なのです。ですから、きょうあえてこういうことを申し上げているので、しっかりと沖縄防衛局にはそのことを求めてください。

○**當間秀史環境部長** 改めて沖縄防衛局にはきょうの土木環境委員会の状況もお話ししたいと考えております。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 先ほどの動物愛護管理センターの関連なのですが、ヤンバルでの土地の話もありましたが、この間訪問したときに、所長から、衛生環境研究所のハブ研究棟跡地をドッグランに使いたいという要望を出しているという話がありました。あの話はどうなりましたか。

○**謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** ハブ研究棟跡地については、まだ具体的な跡地利用方法は決まっておりません。近々、各部局に跡地利用の案があるかどうか打診されると聞いているところでございます。我々としては、先ほど環境部長からもお話がありましたけれども、成犬の譲渡率を高めようということで若夏学院などの施設の生徒さんを対象にトレーナーとして犬のしつけをする

プログラムを考えておりました、そのプログラムで利用できないかと。もう一つ、傷病鳥獣の対応をやっておりますけれども、けがした鳥を県内動物病院の獣医師に委託をして手当てをしてもらいますが、病院で手当てはしますけれども、そのリハビリが病院の中ではなかなかできないということで、リハビリ施設として1カ月とか2カ月かけて鳥が飛べるようになるまでその施設が利用できないかということで、幾つかの案を提案して打診をしている状況ではあります。ドッグランについても動物愛護管理センター所長から話もございましたけれども、実際、動物愛護管理センターの施設の中にドッグランを独自につくって、今、利用している状況ではあります。

○新垣安弘委員 きょうの新聞でしたか、中部地域か名護市かで野良猫を100匹ぐらい不妊手術をしたという記事が載っていましたが、あれは環境部も協力している事業ですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 きょうの記事は、名護市が公益財団法人どうぶつ基金のさくらねことということで、これまでも何度か話には出ていますけれども、民間の資金を活用して去勢をして繁殖しないようにするというプログラムがあります。これを名護市が活用して11月末から今月頭にかけて137匹に実施をしたということでございます。21世紀の森公園の中にいる野良猫を対象に実施したということでもあります。民間の対応としては、石垣市それから今回の名護市、沖縄市の県総合運動公園は民間のさくらねこの事業を活用しております。それから、沖縄振興一括交付金では那覇市や別のところでも展開をしているという状況でございます。

○新垣安弘委員 殺処分で4000頭、そのうち猫は幾らかわかりませんが、沖縄県が殺処分する野良猫は、割合的にはどうですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 猫の収容は平成26年度で2830匹ですが、最終的に殺処分されているのが2679匹で約95%が殺処分になっている状況でございます。猫については非常に譲渡率が低いという状況であります。2800匹をどのような形で引き取ったかということ、持ち主が持ってきたのは163匹ということで持ち主からの引き取り依頼は少ないと。逆に言うと野良猫など主がわからないということでの保護がほとんどとなっており、そういうものが殺処分に回っているということです。

○新垣安弘委員 野良猫を持ってくるのは一般の人ですか、市町村ですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 保護として持ってくるものについては、動物の愛護及び管理に関する法律―動愛法が改正されて、業者が売れないからといって持ち込んでくることは一切禁止されておりまして、そういう意味ではふんや鳴き声などの被害があつて保護という形で持ち込まれることがほとんどです。一般的に行政とか何とかということではなく、もろもろあるということであります。

○新垣安弘委員 全国では引き取るときに有料にしていくという話がちらほら出ているらしいのですけれども、この件はどうですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 現時点では、持ち込んだときに料金は発生しております。金額は後で確認をします。

○新垣安弘委員 野良猫に対して不妊手術をしておりますけれども、国際的にも動物愛護の観点からは全然問題ない処置ですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 動物愛護団体にはいろいろな団体がございますけれども、国内の中でかわいそうだということで大きく取り上げているということは、我々は聞いておりません。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 4ページ、陳情平成25年第16号です。公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備の進捗状況を少し聞かせていただけますか。

○棚原憲実環境整備課長 名護市で計画している公共関与事業について御説明します。平成26年度末までに基本設計を終わりました、今年度の初めには用地買収が全て終わっております。施設の規模を見直しまして容量9万立米という計画にしておりまして、現在、工事着工に向けて財政部局と調整しているところでありまして、それが了となれば今年度実施設計に移りたいと考えております。

○奥平一夫委員 公共関与ですから整備事業費は公共が主に出すと思いますけれども、民間事業者の参入もありますか。

○棚原憲実環境整備課長 沖縄県環境整備センター株式会社が実施しておりますけれども、そこへの出資者としては沖縄県ほか沖縄振興開発金融公庫等計7社で出資しております。

○奥平一夫委員 容量が9万立米。処理概要を見ますと、県内における産業廃棄物排出量がトータルで幾らなのか、物すごい数ですけれども、北部が32万トン、中部が75万トン、南部が63万トンときて、それがリサイクルやら減容化で平成25年度は6万1000トン。この産業廃棄物最終処分場には全県からごみが来ると理解してよろしいですか。

○棚原憲実環境整備課長 対象としては全県を考えております。

○奥平一夫委員 陳情の趣旨は、できれば北部のごみは北部で、中部は中部で、南部は南部でという趣旨でありますけれども、それについて答えられていないので、それで別に構いません。容量9万立米の処分場に毎年6万トン以上のごみが入ってくるわけですが、耐用年数は何年ぐらいと見ていますか。

○棚原憲実環境整備課長 県内の経済動向も踏まえまして、搬入量という予測を立てております。当初の計画で県内の需要を見ますと年間4600トンの最終処分量で、15年間で9万立米で賄えるということで計画しております。

○奥平一夫委員 最終処分量が6万1000トンとあるのはどういう意味ですか。

○棚原憲実環境整備課長 最終処分の量については、いわゆる瓦れきとか粉じんなどの安定型処分場に埋設されるものも含まれております。管理型というのと、腐敗とかしたり浸出水の管理が必要な物質を対象とするものが管理型となっております。その管理型の部分が公共関与でやっていく予定にしているところです。

○奥平一夫委員 それが4600トン埋めていくということで、陳情の趣旨の3番に埋立方式を見直し、あるいは最新の技術を含め十分な議論を行ってほしいという要望ですけれども、この辺についてはどのようにお答えしていますか。

○**棚原憲実環境整備課長** 処理方針の一番下に記載しておりますが、最終処分場の整備に当たりましては、周辺環境への影響を可能な限り少なくするという事で、飛散を防止するために処分場の屋根や周囲を覆うことによって粉じんを少なくするという事と、処理水についても外部に放出しない循環型で処理することによって周辺環境への影響を少なくするという対策はとっております。

○**奥平一夫委員** そういう意味で聞いたわけではなく、埋め立てをしない方式が全国のどこかにあるのかとお聞きしたいです。

○**棚原憲実環境整備課長** 委員おっしゃるように、リサイクルを可能な限り推進しております、特に建設業関係はかなり進んでおります。そういう意味では、先ほど言いました6万1000トンまでかなり減ってきたということはそういう影響も大きいと。ただし、最終処分となりますと、例えば焼却をしたら残渣が出る。できるだけコンクリートの材料にしたりといった活用はしますけれども、最終的に残ってしまう部分についてはやはり埋立処分しかないという状況です。

○**奥平一夫委員** 耐用年数は15年で、15年でまたいっぱいになってしまうということもあります。あと10年するとまた探さなければならないという大変な仕事が出てきます。こういう処分事業について県民の理解をきちんと得ていけば、不法なことはさせない、しないということをやれば、住民はやはり知っています。これは持って行きようのないところだからお互いに引き受けるということでは十分に理解できると思いますので、その辺についてや事業者について一何もこれは産業廃棄物だけではなく一般ごみの不法投棄などをさせないということ徹底して住民の理解を得ていくことは非常に大事だと思いますので、ぜひこの事業を成功させて、15年後もしっかりまた新しいものがスムーズにできるように仕事を進めていただきたいと思います。

○**新垣良俊委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣良俊委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2及び陳情74号の2の審査を行います。

なお、陳情74号の2につきましては、土木建築部と共管になっております。
ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、ただいまの陳情2件は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続2件となっております。

お手元の資料1ページ、陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情記の6の処理概要に変更はございませんので、説明は省略いたします。

次に、陳情第74号の2西系列河川（国頭村7河川）における流水占用許可期間更新に関する陳情については、処理概要に変更がありますので変更部分について御説明いたします。

資料3ページをごらんください。

記の3、「従って」以降について、当初、「北部地域の振興は重要な課題と認識していますが、水道料金に水道事業の範囲を超えた地域振興に関する経費を反映させることは困難と考えております。」としていた内容を、下線部「水道料金に水道事業の範囲を超えた地域振興に関する経費を反映させることは厳しい状況にあります。企画部と連携し対応してまいります。」に処理概要を変更いたします。

なお、資料5ページには処理概要内容変更箇所の新旧対照表を掲載しておりますので参考にごらんください。

以上で、企業局陳情案件についての説明を終わります。

○新垣良俊委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 陳情第74号の2の処理概要が変わった部分について質疑をさせていただきたいと思います。企画部と連携し対応してまいりますという意図はどこにありますか。

○平良敏昭企業局長 もともと企業局としては、水源基金等で必要な部分是对応してきました。一方で、市町村等のソフト交付金で年間10億円近い一国頭村、大宜味村、東村、名護市あたりはそれなりの経費を現在も負担しており、どうしたものかということでもいろいろ検討をしてきました。水源地域を守っていくことも重要だし、世界遺産登録などの動きがある中で水源地域を守ることは世界遺産登録に向けても有効なことだろうということで企画部といろいろ相談をして、企画部が最終的に判断すればこちらはそれに合わせましょうということで、このような表現に変更したところです。

○具志堅透委員 先だって、企画部で北部3村と意見交換が行われたようでございます。そこは企業局としても誰か同席したとかという状況はありますか。

○大村敏久総務企画課長 企業局からは、私と総務班長そして配水管理課の配水班長の3名が同行して意見交換等も一緒にやってきました。

○具志堅透委員 意見交換の中でどういったことを感じたのか。企業局として地元の生の声は非常に大切なことだろうと私も思って、ここで意見交換をしたらどうかという話もしました。実際に会って意見交換をする中で、どういった感じを受けたのか、感想を聞かせていただければ。

○大村敏久総務企画課長 先ほど企業局長からもありましたけれども、意見交換の中ではいろいろな要望が出ておりました。ただ、企画部との話では水源地

域として特有の行政需要があると。その範囲で支援していこうということで、地元の要望には少し狭まっていますけれども、できる限りのことはやっていこうということで考えております。

○具志堅透委員 今回、そういった意見交換ができたということは、ガス抜きの意味も込めながらだったと思いますけれども、やはり地域の声を聞くということが行政にとっては大変重要なことだと思いますので、今後も引き続きそういったことを繰り返しながら、相手の要望・要求を入れながら進めていただきたいと思います。

○新垣良俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第7号議案沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定器機等整備基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案工事請負契約について、乙第10号議案工事請負契約について、乙第11号議案工事請負契約について、乙第19号議案指定管理者の指定について及び乙第20号議案指定管理者の指定についての議決議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第11号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案5件は可決されました。

次に、陳情等の裁決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣良俊委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情69件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件

として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣良俊委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊